

# 第 60 回婦人の地位委員会公式文書(2)

房野 桂 監修

## 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放(E/CN.6/2016/7)

### 事務総長報告書

#### 概要

本報告書は、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関する婦人の地位委員会の決議 58/1 に含まれている要請に応じて準備されるものである。本報告書には、加盟国からの情報が含まれ、政府間プロセスでこのトピックに関連する問題に払われた注意に関する最新情報を提供する。

#### I. 序論

1. 2014 年の第 59 回婦人の地位委員会は、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関する決議 58/1 を採択した。このトピックに関する以前の決議を想起して、婦人の地位委員会は、世界中の多くの地域での武力紛争の継続と武力紛争が引き起こす人間の苦しみと人道的緊急事態に継続して重大な懸念を表明した。委員会は、国際的に組織された犯罪とそれがますますテロリズムに関連していることによって提起される脅威にも懸念を抱いて留意し、資金作りまたは政治的譲歩を得ることを含め、あらゆる目的で行われる誘拐及び人質取りの発生を非難した。委員会は、人質取りには、国際人権基準に従ってこのような慣行をなくすために、国際社会の側での断固とした、堅固で、一致した努力が必要であることを認めた。

2. 事務総長は、各国及び関連国際団体によって提供される情報を考慮に入れて、関連する勧告を含め、決議 58/1 の実施に関する報告書を、第 60 回婦人の地位委員会に提出するよう要請された。本報告書は、その要請に応じて準備されるものである。本報告書には、4 つの加盟国からの情報が含まれ、政府間プロセスでこのトピックに関連する問題に払われた注意に関する最新情報を提供するものである。

#### II. 加盟国からの情報

3. アルメニア、オーストラリア、レバノン及びセネガルの各国政府は、決議 58/1 の実施の状態に関連する情報を提供するようにとの加盟国に送られた要請に応えた。アルメニアは、決議の規定がその刑法に反映されていると報告した。オーストラリアは、その女性・平和・安全保障に関する国内行動計画、文民保護に関するガイドライン、危機及び危機後の場での性と生殖に関する健康プログラム及び暴力的な極端主義に対抗するための地域社会を基盤としたプロジェクトの資金提供を通して、その決議の規定の実施を説明した。レバノンは、国内の女性囚人のための社会的・個人的保健プログラムを通じた決議の規定の実施に関して報告した。セネガルは、決議 58/1 の下でのその国際的責務を遵守していることを示し、その重要な規定に関して軍と訓練及び意識啓発活動を行った。

#### III. 政府間プロセスでこのトピックに関連する問題に払われた注意

4. 委員会への前回の事務総長報告書(E/CN.6/2014/7)以来、人権理事会、総会及び安全保障理事会は、テロリストと極端主義グループによる人質取りと誘拐、強制失踪と行方不明の人々及び武力紛争での子

どもの誘拐と強制的徴兵を含め、このトピックに関連する様々な問題に関する情報を継続して受け、検討してきた。

5. 2015年11月半ば現在、94カ国が「強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約」に署名し、50カ国が批准または加入していた。強制または任意によらない失踪に関する作業部会は、強制失踪の女性被害者に代わって提唱活動を継続してきた。2012年10月31日から11月9日まで開催された第98回会期で、作業部会は、強制失踪の悪影響を受けた女性に関する一般コメント(A/HRC/WGEID/98/2)を採択し、この中で失踪した人、失踪した人の親戚、または強制失踪に関連する害悪を受けた他の人々として、女性と女兒が強制失踪の被害者であり、歴史・伝統・宗教・文化に深く根差したジェンダー役割のために、男性・男児とは違った強制失踪に関連する害悪を経験することを認めた。この一般コメントは、強制失踪を扱う際に、国家によって取られる法的・行政的・司法的措置を含め、すべての措置にジェンダーの視点の組み入れに関して国家に詳細な勧告を提供している。

6. 政府間機関に提出された報告書の中には、テロリストによる人質取り、移動者の誘拐及び政治的動機の誘拐を含め、武力紛争の状況での人質取りの継続する発生について明確な懸念を表明したものもあった。人権理事会は、人質取りと女性の強制失踪の問題を調査するいくつかの諮問委員会からの報告書を受けた。シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会は、その第10回報告書(A/HRC/30/48)の中で、武装反政府グループが、政府が拘禁している女性と戦闘員のために囚人交換を効果あらしめるために、100名以上の女性を誘拐したと述べた。この報告書は、北部イラクのSinjar地域へのISILによる2014年8月の攻撃中に、何百人ものヤズィーディー女性が誘拐されたことも説明したが、この人たちはシリア・アラブ共和国の国境を超えて強制的に連れ去られ、性奴隷とされた。国連人権高等弁務官事務所は、いわゆるISILとその関連グループが行った虐待に照らしてイラクでの人権状況に関するその報告書(A/HRC/28/18)の中で、強姦、性奴隷及び強制移動を含めたISILに捕えられたヤズィーディー女性が受けた虐待も詳細に述べた。

7. 人権理事会は、国の外からの女性を含め、誘拐と強制失踪の数多くの事例に関する情報が含まれている朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する諮問委員会の報告書(A/HRC/25/63及びA/HRC/25/CRP.1)を受けた。諮問委員会は、女性であることに基づく女性の誘拐は、ジェンダーに基づく暴力行為であり、女性の被拘禁者は、性暴力の不相応な危険にさらされていると述べた。理事会は、女性の強制失踪の経験とこの国における外部との連絡を絶たれた拘禁を詳細に説明しているエリトリアにおける人権状況に関する諮問委員会報告書(A/HRC/29/42及びA/HRC/29/CRP.1)も受けた<sup>1</sup>。外部との連絡を絶たれた拘禁状態に置かれている人々の中に、妊婦と子どもがいるある刑務所の拘禁状態を、元囚人は、耐え難くうつろであると説明した。この報告書は、失踪者の居所について真実を知る権利の侵害を受け、夫や父親の居所を継続して確定しようとするならば、脅されたり、実際に拘禁されたりする男性の強制失踪の被害者の妻、母親、子どもの経験も文書化した。

8. 安全保障理事会は、テロリスト集団による女性と女兒の誘拐に特に注意を払って、紛争状況における人質取りについて明確に懸念を表明してきた。その決議2199号(2015年)で、理事会は最も強い言葉で女性と子どもの誘拐を非難し、ISIL、ヌスラ・フロント、及びその地のアル・カーイダ関連の個人、集団、企て及び機関が行う擄取と虐待に憤りを表明した。その決議2222号(2015年)で、理事会は、テロリスト集団によるジャーナリストの誘拐の発生を強く非難し、女性ジャーナリストが直面する特別な危険を認めた。決議2225号(2015年)で、理事会は、女兒を標的とした大量誘拐に重大な懸念を表明し、紛争のすべての当事者に、即座に、安全に、無条件で誘拐された子どもを釈放するよう要請した。理事会は、誘拐を含め、武力紛争の当事者による子どもの徴兵と使用に関わる適用できるすべての国際法のすべての違反を強く非難したその決議2143号(2014年)を含め、より一般的な女性と子どもの人質取りに関連する問題にも対処してきた。

9. 報告期間中に、安全保障理事会は、暴力的な極端主義とテロリスト集団による女性の誘拐と強制失踪の防止とのつながりを含め、女性・平和・安全保障の領域を継続して検討した。2015年10月13日に

<sup>1</sup> 諮問委員会は、「強制失踪」と「外部との連絡を絶たれた拘禁」との間の区別は、しばしば、曖昧であると述べ、鞅理登記を苦が人の運命や居所を隠し、それによって人々の法の保護の外に置く時はいつでも強制失踪となると述べた(A/HRC/29/CRP.1、パラ791)。

採択された決議 2242 号(2015)で、理事会は、女性がしばしばテロリスト集団によって直接標的とされることを認め、この点で、紛争関連の性暴力に関する事務総長報告書(A/2015/203)に言及した。理事会は、対象を絞った制裁を採択し、更新する時に、性暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、武力紛争の状況での強制失踪とその他の国際人道法違反及び人権侵害に関わるテロリスト集団を指定する措置をとりわけ検討する意図を表明した。

10. 安全保障理事会決議 2122 号(2013 年)に応じて、事務総長は、2015 年 10 月に発表された理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する世界調査、紛争防止、司法の変革、平和の保障の作成を依頼した。この調査は、決議 1325 号(2000 年)の実施における好事例、ギャップ及び課題及び女性・平和・安全保障のアジェンダに関連する新たな問題を調べた。この調査には、暴力的な極端主義と闘う女性に関する章が含まれ、極端主義グループが提起する女性の権利に対する脅威の一つの例として女性と女児の誘拐とその後の虐待を描写した。調査は、とりわけ、紛争の早期警告システムには、高まる不安定の指標として、女性と女児の誘拐についての報告の増加が含まれるべきことを勧告した。

11. 政府間機関も、事務総長特別代表の報告者や説明を通して、人質として女性と女児を取ることをなくす努力に専念してきた。子どもと武力紛争のための事務総長特別代表は、国際法のその他の違反の中でも、武力紛争における子どもの徴兵と使用に関わる紛争当事者のリストを更新し続けてきた。最近、特別代表の年次報告書(A/70/162)には、ますます極端主義集団によって大規模に行われるようになっていく子どもの誘拐の数のかなりの増加に関する情報が含まれた。紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表も、人質に取られる女性の問題に専念しており、紛争関連の性暴力に関する事務総長報告書には、イラク、ナイジェリア、南スーダン、スリランカ、スーダン、シリア・アラブ共和国及びイエメンにおける女性と女児の拉致、誘拐または人質取りに関する情報が含まれた。総会決議 67/177 で要請されているように、事務総長は、武力紛争中に行方不明と報告された子どもに関する情報が含まれている行方不明の人々に関する報告書(A/69/291)を総会に提出した。

#### IV. 見解と勧告

12. 前回報告書以来、特にテロリスト集団による女性と子どもの拉致、強制失踪及び誘拐は、人権理事会、総会及び安全保障理事会を含めた政府間機関から注目されてきた。これら機関への報告書は、包括的にこれら女性と女児の権利侵害の経験をますます詳しく説明するようになり、決議、ステートメント及びその他の成果は、これら犯罪の重大さを反映してきた。注目すべき前進の中で、安全保障理事会によって採択されたように、女性・平和・安全保障のための規範的枠組は、今では明確にテロリズムの目的で女性と子どもを誘拐し、捕えられた中で、彼らに対してその他の犯罪を行う集団に対する制裁の重要性を認めている。

13. 本報告書への加盟国の寄稿は、女性と子どもの保護のための法的・政策的メカニズムを強化する努力を示している。しかし、受け取った 4 つの回答は、この領域でのごく限られた作業を示すものである。低い回答率は、本報告書で詳述されているように、他の政府間プロセスで決議 58/1 でカバーされている問題に関する報告と検討が増えていることを示すものであるのかも知れない。従って、婦人の地位委員会は、委員会への別箇の 2 年に 1 度の報告としてよりはむしろ、事務総長の関連報告書を含め、政府間機関・専門家機関への確立された寄稿の一部として、このトピックに関するインプットを整理統合することを検討したいと思ってもよからう。

\*\*\*\*\*

(房野 桂 訳)

# 女性に対する暴力撤廃行動を支援する国連信託基金の活動 に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための 国連機関報告書(A/HRC/32/3-E/CN.6/2016/8)

## 事務総長メモ

### 概要

事務総長は、謹んで、総会決議 50/166 に従って準備された女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の報告書を婦人の地位委員会と人権理事会にお伝えする。

## I. 序論

1. 女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすための努力を支援する世界的な、多国間の助成金授与メカニズムである。これは、国連システムに代わってジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)によって 1996 年に設立された。
2. 国連ウィメンは、その地域事務所、多国間事務所、国別事務所を通して、強力な制度的基礎と現地支援を信託基金に提供している。信託基金は、その機関間プログラム諮問委員会を通して、国連ウィメン及び国連システムの作業を支援し、強化し<sup>2</sup>、女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃する集団的努力を牽引する際に、重要な役割を果たしている。
3. 信託基金は、女性と女兒に対する暴力に対処し、防止し、究極的にはなくすための複数年にわたるプログラムを支援して資金を作り、配分している。現在までに、信託基金は、136 の国々と領土で 426 のイニシャティヴを支援してきた。信託基金は、現在、市民社会団体、各国政府、国連国別チームがかかわる 76 の国々と領土で 111 のイニシャティヴを支援し、助成金総額は 5,700 万ドルに上っている。2015 年に、信託基金は、助成金授与ポートフォリオをほぼ倍増して 1,400 万ドルにした。
4. 2015 年 12 月現在、オーストラリア、オーストリア、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、カザフスタン、リヒテンシュタイン、オランダ、スイス、トリニダード・トバゴ及び英国の各国政府は、信託基金の第 19 回助成金授与サイクルに貢献した。支援は、フィンランド、ドイツ、アイスランド、日本、スウェーデンの国連ウィメン国内委員会及び平和協会国連ウィメン、スウェーデン郵便番号財団、ファッションの Soko 及び宝飾デザイナーの Yuwei デザインからも支援が寄せられた。信託基金は、(潘基文国連事務総長夫人の)柳淳沢夫人により支援された行事である国連国際バザールで 6 月に作られた資金の受益者の一つでもあった。
5. 第 60 回婦人の地位委員会と第 32 回人権理事会のために準備された本報告書は、2015 年の信託基金のインパクトと業績を説明している。

<sup>2</sup> 2015 年に、信託基金は、プログラム諮問委員会の 8 つの機関間、地域、世界会議を開催した。これら会議で、15 の国連機関、基金、計画からの 46 名の人々が、第 19 回助成金授与サイクルに関連する女性金受領団体選考プロセスに参加した。2015 年には、諮問委員会に参加した機関には、アジア太平洋経済社会委員会、国連人権高等弁務官事務所、国連エイズ合同計画、国連開発計画、国連教育科学文化機関、国連人口基金、国連子ども基金(ユニセフ)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、紛争中の性暴力に対する国連行動、国連難民高等弁務官事務所、国際移動機関、ニューヨーク地域委員会連絡事務所、世界銀行、世界保健機関、国連資本開発基金、子君れ災害危険削減事務所が含まれた。政府間機関及び女性世界リーダーシップ・センターとイクオリティ・ナウからの代表を含めた世界及び現地レベルでのその他の専門家も積極的に助成金授与プロセスに関わった。

## II. 状況

6. 女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすための運動は、20年前に信託基金が設立されて以来、大きな進歩を遂げてきた。とはいえ、いくつかの領域での業績にもかかわらず、ジェンダーに基づく暴力は、依然として階級、民族性、年齢、性的指向または文化に関わりなく、世界中で女兒と女性に悪影響を及ぼす人権の危機である。そのような暴力は、女性にあらゆる権利を否定する差別の連続の残忍の極みであり、2015年9月に加盟国が「持続可能な開発目標」を採択した「私たちの世界を変革する：持続可能な開発 2030 アジェンダ」と題する総会決議 70/1 で明らかにされた重要な横断的課題の一つである。

7. 女性と女兒に対する暴力の現在の程度に関する推定値は、全世界の女性の約3分の1が、親密なパートナーからの身体的・性的暴力またはパートナーではない者からの性的暴力を経験しているという状態で、いつもながらの心痛む広がりやを反映している。親密なパートナーからの暴力は、依然として、最も共通した形態の暴力であり、女性は、親密なパートナーまたは家族関連の殺人の被害者の3分の2を占めている。女性と女兒に対する暴力は、学校でのセクシュアル・ハラスメントから紛争関連の状況での組織的性暴力と1億2,500万人以上の女性に悪影響を及ぼしている女性性器切除に至るまで、多くの形態をとる。ほとんどの国々で、何らかの形の助けを求める女性の暴力サヴァイヴァーは40%未満である<sup>3</sup>。

8. 「持続可能な開発目標」の中で、国々は、ジェンダーに基づく暴力の撤廃が、持続可能な開発達成の基本であるという事実を認めることを繰り返し述べた。信託基金は、このような世界的コミットメントの状況で、その今後の優先事項を説明してきた。それらは、新しい「持続可能な開発目標」内の関連ターゲットの達成を支援するために必要な資金を導き出し、配分しようとする信託基金の努力を指導し、活気づけることに役立つであろう。

9. 2015年7月に第3回開発のための資金調達国際会議で採択された「アディスアベバ行動アジェンダ」は、暴力を受けない権利を含め、女性と女兒の権利の完全実現の中心性を再確認した(総会決議 69/313を参照)。信託基金は、女性に対する暴力に対処し、これをなくそうとする努力に資金提供することは持続可能な開発の達成にとって極めて重要であるという世界の各国政府による再確認を歓迎した。

10. 2013年の第57回委員会でなされた勧告に沿って、信託基金は、その努力を戦略的に法的・政策的枠組みの実施とサヴァイヴァーへの時宜を得た、包括的で、多部門的サービスの提供を強化することを目指すイニシアティブに集中している(E/23013/27-E/CN.6/2013/11を参照)。下に説明するプロジェクトが示しているように、そのようなイニシアティブは、紛争中、紛争後の状況を含め、生活を変えてしまうような結果を生み出すことができる。証拠基盤を強化する必要性についての勧告に対応して、2013年以来信託基金は、学んだ教訓を分かち合い、女性に対する暴力の様々な側面に対処する効果的イニシアティブの再現と規模拡大という究極の目的で、改善された監視・評価メカニズムを開発し、確立するためにも活動してきた。プログラムは、それが事業を行う地域社会と同様に多様である。しかし、地域社会のかかわり、意識啓発及び教育キャンペーンは、女性と女兒に対する暴力を防止し、持続可能な変化を効果あらしめるために、構造的な底辺にある原因と危険要因に対処するための様々なプログラムを通して流れている強いテーマである。

## III. 今後のコースを定める

11. 信託基金のミッションの核心にある基本的前提条件は、暴力を受けないことを保障することは、すべての女性と女兒が利用できる生活の変化、選択肢及び機会を改善し、そのような機会を追求するよう彼女たちをエンパワーすることから切り離すことができないということである。従って、信託基金は、各地域間の重なり合いと国際・国内法の下での国家の既存の責務の枠組み内でその作業を中心とする。この状況で、新たに合意された「持続可能な開発目標」は、信託基金の戦略的夢のためのプラットフォームと傘を提供している。

<sup>3</sup> 統計部、*世界の女性 2015: 傾向と統計*、第6章、<http://unstats.un.org/unsd/gender/chapter6/chapter6.html> より閲覧可能。

12. 信託基金は、2015年から2010年までの新しい戦略計画の採択で、今後の作業のコースを定めている。この計画は、信託基金のドナーと助成金受領団体、加盟国、市民社会団体のメンバー、女性と女兒に対する暴力の問題に関する専門家及び信託基金プログラム諮問委員会のメンバーと相談して開発された。

13. 信託基金の介入を導く重要な重点領域は、サヴァイヴァーのために多部門的サービスを提供すること、サービスが不足している女性と女兒のニーズに特別な注意を払うこと、正規教育に特に重点を置いた防止、男性と若者を積極的にかかわらせることに特に重点を置いて社会規範、信念、態度を変えること、技術の進歩を積極的に利用すること、信託基金助成金受領団体の評価された結果に基づく世界的な証拠のハブを築くことによって学んだ教訓を普及し、公表すること、支援を受けたプログラムが持続可能でインパクト主導の結果を出すことに重点を置くことを保障すること及び女性と女兒に対する暴力に対処するプログラムに資金提供するために、世界的な寄付を提唱することである。

14. 具体的で持続可能な結果を確保するその目的に沿って、信託基金は、プロジェクトが実施でき、適切に評価されることができより大きく、長期の助成金を授与することを目指すであろう。特定の結果がいたるところで見習うことのできるモデルを提供できることを証拠が示すところでは、信託基金は、そういったプロジェクトに直接再投資することを検討するかも知れない。さらなる資金提供サイクルに2度目の提案を提出するよう勧められた助成金受領団体は、達成された特定の結果の証拠、説明責任、再現の可能性、革新的な方法論と取り組みの利用を含め、明確な、測定できる基準に基づいて選ばれるであろう。そのような基準を満たしている既存の助成金受領団体を明らかにする作業は、すでに始まっている。

15. 信託基金は、その助成金受領団体の監視・評価能力を改善する際に、その投資を増やしてきた。新しい戦略計画の中心的重点は、説明責任を強化するのみならず、証拠に基づくプログラム形成を支援して、信託基金助成金受領団体によって代表される慣行を国際社会のために役立てるために、評価能力と証拠の構築を強化することである。信託基金の結果をまとめ、分析し、示すためのスペースを生み出し、信託基金の意見交換オンライン助成金管理システムをさらに開発するといったような措置は、計画の事業化の一部となるであろう。

16. 戦略計画は、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすための作業を妨げ続けている慢性的な投資の低さを逆転させる信託基金の決意を再確認している<sup>4</sup>。特に、信託基金は、世界的寄付を提唱する際に触媒的役割を果たし、特に民間の企業セクターで新しい可能性のあるパートナーと連携することを目的としている。2015年に、信託基金は、暴力をなくすための技術に基づくプログラムを支援するために、スウェーデン郵便番号籤財団と新しいパートナーシップを組んだ。信託基金は、倫理ファッション・ブランドである Soko 及び装身具会社の Yuwei デザインズとの成功したパートナーシップを継続し、カリフォルニアを拠点とする NGO である FASH UNITED、ロンドンの団体である We-Are(協同組合)、LDNY 財団、「女性: インスピレーションと事業ネットワーク」とのパートナーシップを通して、ファッションと娯楽セクターとのさらなる連携を築いた。4月には、信託基金は、インスピレーションのある女性の成功を祝う英国での「女性: インスピレーションと事業ネットワーク賞」で表彰された。信託基金の「命の音楽インターナショナル」とのパートナーシップは、10月にニューヨークのカーネギー・ホールで開催された資金作りコンサートで頂点に達した。

## 2015年の助成金授与

17. 2015年に、信託基金は、119カ国と領土から1,715件の応募を受け取った。要請された資金提供の総額は、6億6,200万ドルであった。信託基金は、29カ国と領土をカバーする33の助成金で、1,286万ドルを授与した。30の市民社会団体と3カ国の政府が2018年までに120万人の受益者に届くことが期待されているプロジェクトに対して助成金を受領した。

<sup>4</sup> Angelika Arutyunova 及び Cindy Clark、葉に水をやって根を枯らす: 女性の権利団体とジェンダー平等のための資金調達の状態(カナダ、トロント、開発における女性の権利協会(AWID)、2012年)。

18. 助成金の価値の点で、配分された資金の 22%がアジア太平洋のプログラムに回され、28%がアフリカのプログラムに、20%が、欧州と中央アジアのプログラムに、12%が、ラテンアメリカ・カリブ海のプログラムに、10%が、アラブ諸国と北アフリカのプログラムに、8%が地域にわたるプログラムに回された。総額(1,085,832 ドル)の約 8%に上る助成金が、比較的小さな草の根の団体への資金提供を増やすため信託基金の新しい戦略の一部として、圧倒的に比較的小さな女性団体に少額助成金(100,000 ドル未満)という形で授与された。

19. 2015 年に助成金を授与されたアフリカのプロジェクトは、中等学校におけるセクシュアル・ハラスメントを巡って沈黙の社会的コンセンサスを打ち破る(カメルーン)ことから女性に対する暴力を減らす際に若い男性を関わるための変革的参画プロセス(ケニア)に至るまで、様々な問題に対処するであろう。その他の信託基金のプロジェクトは、地域社会が牽引するプロジェクト(タンザニア連合共和国)と女性性器切除と早期結婚に重点を置いて、暴力とその他の有害な慣行を行うことを防止し、女性を保護する行動へと国のコミットメントと法律と政策を変える努力(ケニア)を通して有害な慣行に対処するであろう。地域イニシャティヴは、紛争に関連する場で、暴力に効果的に対応するための多部門的戦略を強化するために以前の信託基金支援のプロジェクトを継続し、規模拡大するであろう(コンゴ民主共和国とケニア)。助成金受領団体が応募するよう勧められているこの新しいプロジェクトの段階は、このプロジェクトの第一段階で開発されたメディキャプトとして知られる移動応募を通して法医学手法に関する訓練について完全な主体性を取る地方のパートナーの能力を強化することに重点を置いている。

20. ラテンアメリカ・カリブ海では、プロジェクトは、若い周縁化された女性のニーズに対処することと、先住民族社会と農山漁村社会からの女性のために司法と支援サービスへのアクセスの改善(ブラジル)、もっと安全な学校と地域社会の創設(ガイアナ)、女性に対する暴力に関する法律を実施するための態度を変える先住民族と農山漁村女性間の能力開発(ニカラグア)に重点を置くであろう。ペルーでの長い国内の武力紛争中に加えられた暴力のサヴァイヴァーのニーズに重点を置くプロジェクトは、高齢女性をエンパワーすることを求めるであろう。

21. アラブ地域と北アフリカでは、プロジェクトは、衣料と保健セクターでの女性に対する暴力を撤廃し(エジプト)、非専門家聴衆の間に専門の法的知識を普及するためのツールキットを作成し(ヨルダン)、ドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのための重要なサービスへのアクセスを改善し、性暴力を明らかにして自分を守るよう子どもと若い人々に教えるために(パレスチナ国)、NGO と労働組合の制度的能力を強化することを目的とするであろう。

22. アジア太平洋では、女性と女兒に対する暴力への制度的対応を強化し、クメール・ルージュによって加えられた性的暴力のサヴァイヴァーのための司法へのアクセスを改善することが、カンボディアでのプロジェクトの重点となろうが、その一つは、以前信託基金が支援したプロジェクトの作業を基にし、これを拡大する。もう一つの新しいプロジェクトは、レズビアン、バイセクシュアル、性同一性障害者及び HIV/エイズ感染女性のような周縁化された地域社会からの暴力の女性と女兒のサヴァイヴァーをエンパワーするために活動することになる(中国)。ネパールでは、新しいプロジェクトが、どのように暴力から身を守るかを女兒に教えるために、フットボールのコーチと生活技術ワークショップの二重の戦略を用いて、学校に重点を置くであろう。ヴェトナムでのプロジェクトは、妊婦と新しい母親に対する親密なパートナーからの暴力の問題に対処するであろう。

23. 欧州と中央アジアでの新しいプロジェクトは、同様の幅広い取組の連続を示している。ある信託基金支援のプロジェクトは、ドメスティック・ヴァイオレンスの一義的防止と公務員間の能力開発、効果的な保証措置及び多部門的サービスの提供を通してサヴァイヴァーへのサービス提供の改善に重点を置いている(アルメニア)。もう一つのプロジェクトは、ドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのための安全な環境と無料の法的・医学的・心理的サービスを提供するシェルターを設立するであろう(アゼルバイジャン)。セルビアでのプロジェクトは、性暴力のサヴァイヴァーのためのサービス提供の改善からロマ人女兒とマイノリティ女性間の早期結婚の有害な慣行の撤廃、保護施設での障害を持つ女性に対する暴力をなくす措置の改善に至るまで、様々な問題に対処している。

24. 信託基金は、「声を上げる」によって開発された”SASA!”として知られる画期的な証拠に基づく地域社会動員の取組の適用の拡大を求める地域にわたるプロジェクトにも助成金を授与した。現在、SASA!の方法論は、20カ国以上で60以上の団体によって実施されつつある。信託基金は、以前に、東部・南部アフリカにわたって「声を上げる」と協力している初めての団体の集合体を支援した。このプロジェクトは、タンザニア連合共和国、エチオピア及びハイティの3つのパートナー団体と協働するであろう。プログラムから出てくるユニークな学習とツールは、女性と女兒に対する暴力を防止する際に、SASA!の世界的インパクトを究極的に高めることが期待されている。

#### IV. 2015年の信託基金助成金受領団体の業績

25. 世界中の信託基金助成金受領団体は、態度を変え、サービス提供を改善し、法律の実施を提唱するために活動している。例えば、カザフスタンでは、国連ウィメンに支援された市民社会団体による努力が、2008年の最終見解で女子差別撤廃委員会によって強調された問題(CEDAW/C/KGZ/Co/3を参照)の一つである花嫁の誘拐をなくすために立案された法律の2013年の最終承認に繋がった。しかし、NGOである「女性支援センター」によれば、女性と女兒は、花嫁の誘拐と早期・強制結婚を含め、高い割合のドメスティック・ヴァイオレンスを継続して経験している<sup>5</sup>。キルギスタンの「女性社会国内連盟」は、リーダーシップ・スキルを築き、暴力の脅しをどのように防止し、対応するかを女兒に教えるために、2つの学校で、学校を基盤とした教育プログラムを試している。専門家チームが、キルギスタンで初めての教育、美術、メディアを通じた女兒のエンパワーメントに重点を置いた教育パッケージを開発した。このプロジェクトを監視するためのミッションに加わっている信託基金チームのメンバーは、同一家庭の何世代もの女性に与える影響について学んだ。15歳の孫娘がいる女性は、「私の世代では選択の余地はありませんでした。私はその婚姻関係に留まらなければなりません。物事が変わっていて、孫娘が自分の権利を知っていることが嬉しいです」と述べた。

26. 2015年の信託基金助成金受領団体の作業は、あらゆる形態の女性と女兒に対する暴力に対処し、これをなくす信託基金の作業を反映して様々であった。助成金受領団体のプログラムは、様々な戦略の中でも、警察と協力し、職場でのハラスメントに対処し、スポーツを通して女兒に届き、安全な家を作り出し、紛争後の場でジェンダー正義を推進している。

27. この年に、信託基金によって支援されたプログラムは、プロジェクト活動を通して、直接的にも間接的にも、少なくとも100万名の女性、女兒、男性、男児に利益を与えた。総計176,461名の女性と女兒が、5,810名の暴力のサバイヴァー、5,108名の先住民族女性と民族的マイノリティの女性、13,592名の女性移動労働者、680名の障害を持つ女性と女兒を含め、プロジェクトの活動から利益を受けた(2015年12月1日現在)。さらに、そのようなプロジェクトは、19,764名の教育専門家のみならず、少なくとも101,333名の男性と男児、変革の担い手としての地域社会を基盤とした団体の6,156名の会員と2,342名の制服を着た職員を関わらせた。意識啓発、ソーシャル・メディア・キャンペーン、ラジオとテレビのショー、劇場及びその他の形態の教育的エンターテイメントが、助成金受領団体のプログラムが全世界で少なくとも678,335名の人々に戦略的に届くことができるようにした。

28. 2015年全体を通して、信託基金は、助成金受領団体のプログラムの効果を確認するために4つの地域の9カ国への広範な監視ミッションを行った。信託基金は、東欧から中央アジアに至るまで、キルギスタン、セルビア、タジキスタン及びコソヴォの7つの助成金受領団体、アジアからはミャンマーの1つの助成金受領団体、アフリカからはモロッコと南アフリカの2つの助成金受領団体、ラテンアメリカとカリブ海からはアンティグア・バーブダとエルサルバドルの2つの助成金受領団体を訪問した。これらミッション中に、信託基金は、重要なプロジェクトの場所を訪問し、助成金受領団体、パートナー団体、一次的・二次的受益者と重要な利害関係者と会った。

<sup>5</sup> [www.unwomen.org/~media/headquarters/attachments/sections/library/publications/2013/12/un%20women-evaw-kyrgyzstan-brief\\_us-web%20pdf.ashx?v=2&d=20141013T121456](http://www.unwomen.org/~media/headquarters/attachments/sections/library/publications/2013/12/un%20women-evaw-kyrgyzstan-brief_us-web%20pdf.ashx?v=2&d=20141013T121456) より詳細を閲覧できる。



## A. 防止: 若い人々への重点

29. 国レベルでの若い女児・思春期の女の子に対する暴力に関するデータは、依然として乏しい。しかし、42カ国で国連子ども基金によって行われた最近の調査の結果、15歳から19歳の何らかの形態の身体的暴力を経験していることを通報した思春期の女の子の割合は、カザフスタンの4%からコンゴ民主共和国とウガンダの50%以上にまで亘ることがわかった。比較データが利用できる国々では、15歳から19歳までの12%もが、前年中に性暴力の発生を通報していた<sup>6</sup>。

30. 多くの信託基金の助成イニシアティブの核心となる構成要素は、ジェンダー平等についての価値と規範が浸透する人生の重要な段階にいる十代と若い人々の間に暴力に対する意識を啓発することである。信託基金は、現在、若い、十代の女児に対する暴力に対処する際に、20の助成団体を支援するために、1,200万ドル以上を投資している。

31. アルメニアの「暴力のない社会」によるイニシアティブは、教育科学省によるジェンダー暴力とジェンダーに基づく暴力のモジュールの正式な採択と教員の職業開発クラスへのその統合に繋がった。さらに、2015年には、「暴力のない社会」が共同創設者である「女性に対する暴力ストップ連合」は、国連アルメニア事務所、イエレヴァンの欧州安全保障協力機構事務所、米国大使館、アルメニアの欧州連合代表団、英国大使館及びイエレヴァンの欧州会議事務所によって開催された年次普遍的権利賞授与式で、勇気ある女性賞を受けた。この賞は、特に女性の権利の保護とアルメニアのドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーへの支援に対してドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーである Hasmik Khachatryan の勇気あるアドヴォカシー作業を認めた。

32. 「プラン・ヴェトナム」によるプロジェクトは、女児のエンパワーメントとジェンダー平等に対する主たる障害の一つである学校内及び周辺のジェンダーに基づく暴力に対処するために活動している。ハノイ全体の20の学校で試された調査に基づくモデルは、11歳から18歳までの約30,000名の思春期の女児と男児に届いた。このパイロット・プロジェクトの成功に続いて、ハノイの教育局は、市の766の学校にわたってこのイニシアティブを再現し、おそらく500,000名以上の思春期の若者に届いた。

33. 「草の根サッカー」は、12歳から17歳までの女児に対する暴力の世界で最も高い割合の一つを持つ国である南アフリカの5つの準地区で、女児を中心としたプロジェクトを実施している。Thuzuzela ワン・ストップ・センターと市民社会パートナーと調整して、この団体は、女児のエンパワーメントを育成するためにその革新的な SKILLZ プラス・スポーツに基づく介入を拡大している。南アフリカ基礎教育省は、学校における世代 SKILLZ 活動を支持して、「草の根サッカー」との理解覚え書に署名している。これは、この団体に学校制度へのさらなるアクセスを認め、最高のレベルでジェンダー・プログラム形成のための支援があることを示している。6月に、国連ウィメンの事務次長・事務局長は、このプロジェクトを訪問し、かかわっている何人かの若い人々に話しかけた。SKILLZ 街チームのある若いメンバーは、「先に何が待っているかがわかっているので、とても自信ができました。自分が良好な側、安全な側にいることを誇りに思っています」と事務局長に語った。2015年末までに、10歳から14歳までの3,000名近くの女の子が、ソウェトー、アレキサンドラ、カーエリッチャで、SKILLZ 街プログラムを卒業した。

34. 男性の暴力は、女性と女児の従属を生み出し、再生産するために用いられる。従って、男性と男児に到達することが絶対に必要である。NGOである「ブレイクスルー」は、女性に対する暴力をなくす際のその関与を理解するよう若い人々をエンパワーするために、インドでイニシアティブを実施している。6つのヒンズー語を話す州で事業を行い、このプロジェクトは、15歳から30歳までの男性と男児を関与させることに特に重点を置いている。ハッシュ・タグ #Askingforit とのキャンペーンは、約3,000名の人々に届き、より多くの女性と女児がドメスティック・ヴァイオレンスについての沈黙を破っている。2015年には、120万人以上の人々が、フェイスブックを通してオンラインのプロジェクトに関わり、5万人以上の人々が、ツイッターを通してこれを行った。

<sup>6</sup> ユニセフ、はっきり見えない: 子どもに対する暴力の統計分析、2014年9月。世界で僅か8%の子どもがあらゆる場で体罰を禁止している国で暮らしていることがこの報告書で分かった。(110-111頁を参照)。

35. ガンビアでは、「女性と子どもの健康に悪影響を及ぼす伝統的慣行ガンビア委員会」が、女性の性と生殖に関する健康を推進し、法律によって施行される女性性器切除/割礼の全面禁止を提唱するために活動している。ガンビアでは、推定 76.3%の女性と 43%の女兒が女性性器切除/割礼を受けている。この「委員会」は、地域社会指導者のための訓練と自分の権利を主張し、他の女性、特に女兒を女性性器切除/割礼及びその他の有害な伝統的慣行から保護する際に積極的役割を果たすようエンパワーする女性のためのワークショップを開催した。地域社会の指導者たちは、それぞれの地域社会において女性性器切除/割礼の根絶に関する建設的ステートメントを行うという大胆な手段を取った。プロジェクトが届いた人々の中の一人がコメントしたように、「私の孫娘が女性性器切除/割礼をうけるべきだとはもはや信じません。孫娘たちにもはや利益にならない慣行をなくすために人々はこの問題で合意でき、コンセンサスに到達できます。」

36. 「コンサーン・ワールドワイド」は、地方の NGO 及び政府機関とのパートナーシップで、マラウィのヌサンジェ地区で、小学校の女兒の安全な学習環境を醸成するために活動している。このプロジェクトの 2 年から 3 年に行われた評価は、17 の対象校における女兒の出席率に目覚ましい改善を示した。10 歳から 19 歳までの 7,000 名以上の女兒が、これまでに到達された。意見交換劇場公演を含むオープン・デーは、推定 4 万名に届き、Tisenthe ラジオ番組は、推定 50 万人の国の聴取者がある。法定婚姻年齢を 15 歳から 18 歳に引き上げる法律の可決で大きな突破口が達成され、「コンサーン・ワールドワイド」は、この法律を提唱する市民社会行為者のコンソーシアムのメンバーであった。ヌサンジェで開催された地方の訓練と討議セッションを通して、酋長が新法に対して意識啓発され、約 25 名が、自分たちの地域社会内で法律を施行して、今では地方の附則を可決している。

37. Sonke ジェンダー正義ネットワークによって実施されたプロジェクトは、ケニア、ルワンダ、シエラレオネで法律と政策を提唱するために活動した。このプロジェクト中に、この団体は、MenEngage 同盟の国内ネットワークとパートナー団体を通して、南部・東部アフリカ全体にわたってジェンダーに基づく暴力と HIV に関する既存の法律と政策の実施におけるギャップを評価し、より完全な法的枠組みを推進するための能力を築くために活動した。このプロジェクトは、男性と男児の間のドメスティック・ヴァイオレンスに関する態度に直接挑戦し、それぞれの地域社会で女性に対する暴力を防止するために行動するよう男性と男児を奨励した。このプロジェクトの最終評価は、全体的に良好なインパクトに留意した。例えば、女性と男性が、ジェンダーに基づく暴力を通報するようよりエンパワーされたと感じていると報告し、男性は、家庭内で紛争を引き起こす問題について対話のためのプラットフォームを生み出すプロジェクトの能力について感謝を表明した。

## B. 法律の実施：サーヴィスと司法へのアクセスを広げる

38. 国々は、女性に対する暴力を防止し、対応する法律と政策を漸進的に設置してきたが、多くの国々における実施は依然として遅く、不均衡である。効果的な対応戦略は、女性と女兒に対する暴力を犯罪とするだけでなく、司法にアクセスできるように、サヴァイヴァーのための予防措置と支援も含むべきである。最も成功を収めてきた努力は、政府と市民社会団体との間のパートナーシップ、効果的な防止制度とサヴァイヴァーのための支援サーヴィス、適切な予算、広範なデータ収集と分析、明確な道程表とターゲット及び強力な監視・評価メカニズムを含む多部門的戦略を含むものである(A/69/222、パラ 10 及び 22 を参照)。従って、そのような要素は、さらに大きなインパクトを持つ可能性があり、その結果、信託基金の支援の優先事項であるイニシャティヴを明らかにするための基本的基準である。

39. アクションエイド・ミャンマーは、2012 年に行われた成功したパイロット・プロジェクトに基づいて、包括的なイニシャティヴを実施している。このプロジェクトは、農山漁村女性のための法的援助サーヴィスを提供することにより、司法へのアクセスを推進することに特に重点を置いて、サーヴィスの提供を改善している。20 名の男性指導者が、女性に対する暴力をなくすことに関して訓練され、態度を変えることへの彼らのかかわりが、これまでに遂げられた進歩にとって重要であった。中期調査は、対象地域社会における男性指導者の約 40%に、女性と女兒に対する暴力に関する行動の変化を明らかにした。ジェンダーに基づく暴力の通報が増え、2015 年の最初の 6 か月で、12 の事件が弁護士補助職員によって付託され、443 件の事件が法的援助ホットラインを通して付託された。6 つの事件が裁判となり、3 件が刑の宣告という結果となった。

40. 信託基金によって支援された聖公会救援開発のプロジェクトは、変革の担い手となるために、リベリアの6つの地区で、キリスト教団体、異教派団体、ムスリム団体のあまり利用されないプラットフォームを奨励するために活動している。2015年6月末に、リベリア大統領と閣僚の内閣が、ドメスティック・ヴァイオレンス法案を支持し、家庭におけあらゆる形態の暴力に対処し、施行を求めてこれを立法府に送った。プロジェクトの活動は、女性と女兒にとってこの法律が何を意味するかについての明確で実際的な情報を普及しその実施を提唱することを期待するであろう。

41. レオナルド・チェシア障害ジンバブエ・トラストによるプロジェクトは、ジンバブエの10の地区で、暴力を生き延び、現在法律上の事件に関わっている少なくとも900名の障害を持つ女性と女兒のために司法へのアクセスを促進するために活動している。このプログラムは、障害を持つ女兒と女性がかかわる事件において専門サービスを提供し、検討中の期間に、障害を持つ女兒と女性に対する暴力の270件の事件の処理を促進した。このプロジェクトは、サヴァイヴァーのための司法及びその他の関連サービスにアクセスする際に、ロジスティカルな支援で、総計で298名の直接的・間接的受益者を支援した。

42. 人権のための医師団は、強姦事件での法医学証拠の収集と処理のための法医学制度の開発により、刑事責任免除に対処するために活動した。このプロジェクトは、国際刑事裁判所が戦争犯罪としての強姦を現在捜査しているコンゴ民主共和国とケニアで事業を行った。このプログラムは、17,400名以上の性的攻撃のサヴァイヴァーを支援している851名の保健ケア、法律と法律施行代表者を訓練した。このプロジェクトの最終評価は、性的攻撃のサヴァイヴァーのための改善された捜査サービスとなる医療文書作成とサンプル収集の全体的改善に留意した。

43. ペルーでは、Estudio para la Defensa de los Derechos de la Mujer が、新しいペルー刑事訴訟法の改善された適用を通して、性暴力に対する刑事責任免除をなくすために活動している。このプロジェクトは、裁判官の訓練と評価にジェンダー基準を統合し、それによって知識を制度化する手助けをするために国立司法アカデミーと協力した。60名以上の治安判事が、新しい刑事訴訟法を効果的に実施するために、司法手続きの改革の重要性に関する意識啓発に参加した。ジュニン市では、この団体によって案が作成された性暴力被害者のための統一宣言手続の制定に関するプロトコールが承認された。

44. ドメスティック・ヴァイオレンスが人に対するすべての犯罪の半数以上を占めているウルグアイでは、信託基金は、サヴァイヴァーのための司法と保健ケア・サービスを改善するために国連国別チームが指導するプロジェクトを支援している。7つの国連機関、12の政府機関及び10以上の市民社会団体のネットワークがかかわるこのプロジェクトは、ドメスティック・ヴァイオレンスをなくすためのウルグアイの2004年から2010年の行動計画を通して得た経験に基づいている。このプロジェクトの注目すべき成果には、ジェンダーと世代に基づく暴力の広がりに関する初めての国内調査(その結果は政策構成の基準となっている)、暴力に関する法律を更新するための法的枠組みの見直し及びニュース・メディアで暴力がどのように扱われるかに関する反省を奨励するジャーナリストのための資料が含まれる。

### C. 紛争と緊急事態の状況での女性と女兒に対する暴力

45. 紛争防止、紛争解決、紛争後の再建における女性の重要な役割は、国際社会、最も重要なのは安全保障理事会決議1325号(2000年)と2122号(2013年)で認められてきた。これら決議が強調したように、紛争と緊急事態の場で女性が直面している大きな暴力の危険が、女性がこの役割を果たすことを妨げている。紛争中のジェンダーに基づく暴力に関する調査の増加が、そのような犯罪の程度に関する改善されたデータを提供してきた<sup>7</sup>。性暴力は4.3%から22%の女性に悪影響を及ぼすことを示す調査もあれば、数字は3人に1人であることを示す調査もある状態で、調査の結果はさまざまであるが、これらは明確にこの問題の広がりを証明している。このような暴力は日和見主義的であり、高い脆弱性の搾取の結果であり、底辺にある家庭内暴力または地域社会暴力をさらに悪化させる社会構造と司法制度の弱体化の結果であるかも知れない<sup>8</sup>。司法と支援サービスへのアクセスは、依然として、紛争関連の暴力

<sup>7</sup> 武力紛争における性暴力の進展するデータを参照、[www.sexualviolencedata.org/dataset/](http://www.sexualviolencedata.org/dataset/)より閲覧可能。

<sup>8</sup> Jo Spangaro 他、低・中所得国における紛争及び紛争後の地帯及びその他の人道危機での危険と発生を減らすためのイニシアティブのインパクトの証拠は何か?(ロンドン、ロンドン大学教育学部、社会科学調査ユニット、EPPIセンター、2013年)。

の多くの女性と女児のサヴァイヴァーにとっては手の届かないところにある。彼女たちが直面している司法に対する障害の中には、自分の権利に関する限られた意識とその人権を行使することを妨げる重複する社会的制度的障害がある<sup>9</sup>。

46. そのような課題に対処するための信託基金支援のプロジェクトが、タイの国際救助委員会によって実施されつつある。このプロジェクトは、人道状況でのジェンダーに基づく暴力に関するカレンニー族難民女性にサービスを提供するすでに証明された取組みの規模拡大である。尊敬され、信頼されている地域社会を基盤とした団体であるカレンニー国内女性団体は、主導的役割を果たしている。2つのキャンプにおけるサービス提供者たちは、ジェンダーに基づく暴力とサービス提供に関連した知識と技術において改善を示し、再教育訓練は、参加者たちが訓練前の60%に比して、テスト後の平均得点85%を達成したことを示している。

47. カンボディアでは、カンボディア裁判所の特別法廷の被害者支援課によるイニシャティヴが、サヴァイヴァーが直面している司法への障害をある程度除去して、ジェンダーに基づく事件を処理し、分析する特別法廷の能力を強化してきた。被害者支援課は、裁判所職員及びその他の利害関係者に訓練を提供し、女性の法的識字を改善し、質の高い心理社会サービスへのアクセスを改善し、185名の女性と連絡を取ってきた。このプロジェクトの外部評価の結果、クメール・ルージュによって加えられた暴力の女性サヴァイヴァーがその司法への権利、説明責任及び救済策を行使できることを保障する際に、被害者支援課が、進歩にかなり貢献したことがわかった。さらに広く言えば、このプロジェクトが、クメール・ルージュの下でのジェンダーに基づく暴力と現在の女性の人権についてのカンボディアの一般の人々の意識を効果的に高めた証拠が評価で分かった。

48. 信託基金からの資金提供が、「ジェンダー正義のための女性イニシャティヴ」がコンゴ民主共和国、リビア、スーダン及びウガンダの戦争の悪影響を受けた女性と女児のための司法へのアクセスを拡大することができるようにした。この団体は、国際刑事裁判所から法廷助言者の地位を認められた唯一の国際女性団体である。その広範な女性団体のネットワークと協力してこの団体は、国際刑事裁判所がその優先事項に性犯罪とジェンダーに基づく犯罪を含めることに直接影響を及ぼした。全体的に、そのような変化は14の事件にもたらされ、そのうちの9つは、プロジェクト国の3つに関連している。2015年4月に、ウガンダ最高裁判所の判決は、個人が恩赦の資格を失う犯罪として性的暴力行為を認めた。これはウガンダの状況での画期的判決であり、この団体が2010年以来提唱してきた問題に対処している。2015年2月に、「ジェンダー正義のための女性イニシャティヴ」とそのパートナー他による維持された戦略的アドヴォカシーに続いて、スーダン大統領は、強姦の法的定義から姦通の条項を除去する改正に署名した。以前は、既婚女性は強姦されたが、攻撃を証明することができず、100回の鞭打ちによって罰せられる犯罪である姦通の責めを受けたものであった。2013以来、強姦に関連する手術を含め、これがなければ医療サービスにアクセスできなかったジェンダーに基づく暴力の2,400名を超える被害者/サヴァイヴァーが、信託基金が支援するコンゴ民主共和国の南キブューと北キブューの一時滞在所を通して支援された。

49. コンゴ民主共和国では、Panzi財団によって実施されたプログラムが、統合された、人権に基づく医学的・心理社会的・法的・社会経済的支援を提供して、ワン・ストップ・センターと付属施設で、国際的に認められた包括的なPanziモデルを規模拡大するために活動した。人権医師団とのパートナーシップで、このプログラムは、医学的・法的・心理社会的専門家も訓練した。報告期間中に、163件の新しい性暴力事件が、プログラムの2つのターゲット地域(ワルングとミノヴァ)で報告された。

50. シエラレオネでは、国際救援委員会のプロジェクトが、女性と女児に対する暴力防止の重要な要素として、サヴァイヴァーのための司法へのアクセスを高めることを求めた。このプログラムは、性暴力とジェンダーに基づく暴力を訴追する一連の法的枠組みである「ジェンダー法」の実施を強化するために、パートナーと協力した。例えば、国際救援委員会は、施行を監視するツールを開発し、適切な実施を支援するためにシエラレオネ警察の家族支援ユニットを訓練した。

<sup>9</sup> 国連ウイメン、世界の女性の進歩 2011-2012: 司法を求めて(ニューヨーク、2011年)。

51. エジプトでは、Al Shehab 包括的開発機関によるプロジェクトが、カイロの 2 つの周縁化された地域社会で、暴力の女性と女児のサヴァイヴァー、女性家事労働者、女性性労働者、女性 HIV/エイズ感染者と協力した。2015 年 6 月末までに、新しい十代の若者などのためのレクリエーション・教育・カウンセリング施設のあるセンターが設立され、法的・心理的サービスを提供した。2015 年 4 月から 5 月にかけて、このプログラムは、対象地域社会の 111 名の女性と女児の暴力サヴァイヴァーと 231 名の女性家事労働者、性労働者及び女性 HIV エイズ感染者の生活に触れた。

#### **D. サービスを欠いている女性と女児のニーズに特に注意を払って、サヴァイヴァーのための多部門的サービスを提供する**

52. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書が認めているように、「重複し、重なり合う形態の差別を経験している女性と女児にとって、進歩は特に遅かった」(E/CN.6/2015/3 を参照)。障害を持つ女性、先住民族女性、民族的マイノリティ・グループの女性及びレズビアン・バイセクシュアル・性同一性障害の女性のようなグループは、貧困の中で暮らし、さらに大きな暴力の危険にさらされ、暴力を克服するに必要な司法、救済策及び統合されたサービスへのアクセスが大変に限られている可能性がより高い。信託基金が支援するプロジェクトの中には、女性と女児に対する暴力を防止し、なくすために活動する変革の担い手として、周縁化された女性に重点を置いているものもある。

53. コソヴォでは、マイノリティ問題欧州センターが、マイノリティ社会でのドメスティック・ヴァイオレンスと早期・強制結婚の危険を減らすことに重点を置くプログラムを実施している。このプロジェクトは、主としてセルビア人、ロマ人、アシュカリ人、エジプト人社会の女性と女児を対象としているが、受益者には地域社会を基盤としたグループ、教育専門家、男児と男性も含まれている。画期的イニシアティブでは、これらマイノリティ・グループの 8 名の女性が、弁護士補助職員として訓練されている。受益者たちは、受けた重要な支援に対して謝意を表した。1 人のジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーは、「Dijana[ある弁護士補助職員]が私を救ってくれました。その人に遭っていなかったら、生活を続けることができたかどうかわかりません」と語った。サヴァイヴァーの技術訓練と雇用可能性の強化が、このプログラムのもう一つの重要な側面である。

54. NGO である Najoti kudakon は、そのプロジェクトの 1 つを通して、タジキスタンにおけるドメスティック・ヴァイオレンスに関する最近の法律の実施を強化し、特に Kutob 地域の農村の孤立した地域でサービスへのアクセスを改善するために活動している。国のドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのための唯一のシェルターの経営に加えて、この団体は、遠隔の農村地域で 6 つの女性の支援グループの設立を通して、その支援のネットワークを広げている。このグループは、行事を開催し、新しい法律と女性の権利について情報を分かち合うための資料を準備し、サヴァイヴァーのためのリファーマル・メカニズムと多部門的サービスへのアクセスを改善して、積極的な地域社会の動員団体となっている。プロジェクトの期間中に、プロジェクトによって提供された法的支援の結果として、9 つの女性に対する暴力事件が裁判所に届いた。

55. セルビアでは、女性協会 Sandglass によって経営されるプログラムが、この国の最も開発の遅れている地区の 1 つであるラシナで、防止と対応サービスを強化するために活動している。2015 年の最初の 6 か月で、3 つの女性グループが暴力の女性サヴァイヴァーのための専門支援サービスを設立する手助けをし、支援ヘルプラインの営業時間が週 15 時間から 23 時間に増やされ、支援を求める女性サヴァイヴァーの数も上昇し、65 名の新たな受益者(暴力の女性サヴァイヴァー)が専門支援サービスにアクセスした。

56. コロンビアでは、信託基金は、先住民族女性に対する暴力を防止し、対応する措置を強化するために、Organizacion Nacional de Indigenas de Colombia によるイニシアティブを支援した。調査の中には、先住民族女性の 70%にまで悪影響を及ぼしていることを示すものもあるそのような犯罪に対する刑事責任免除が広がっている。このプログラムは、先住民族女性に対する暴力を文書化し、調査し、地域社会と関連当局の間に意識を啓発し、サヴァイヴァーとその家族に心理文化的、社会的、法的、心理的

支援を提供している。総計 150 件の事件が登録され、悪影響を受けた女性の 48%が支援サービスを受けてきた。

57. グアテマラでは、Fundacio Sida i Societat が、女性に対する暴力と HIV の問題と取り組んでいる団体の制度的能力と調整を強化するために活動している。このプロジェクトは、ほとんどが若い先住民女性である性労働者が直面する、彼女たちが必要とする支援を得ることを妨げる汚名と差別を克服することを求めている。国境の町エスキントラで、政府部局と協力して、あるメカニズムが、毎月、性労働者に対する暴力事件を登録するために認可されている。このメカニズムは、国家警察、エスキントラ国立病院、保健局、女性殺し(フェミサイド)に関する政府の司法事務所がかかわるリファーマル制度の基礎として役立っている。

58. 信託基金が支援した地域社会メディア・センター・プロジェクトは、ガザ(パレスチナ国)における女性に対する暴力の広がりにも光を当て、暴力から女性を保護できるように、政策と手続きを策定するよう意思決定者に圧力をかけるために活動している。この団体は、若い女性のメディア学科卒業生を対象として、人権の視点から女性と女兒に対する暴力事件の通報に関する訓練プログラムを提供した。この団体は、30名の卒業生たちのための85時間の訓練時間を終了し、卒業生たちは、女性に対する暴力に関する16のメディア物語と報告書を作成した。

## E. 民間セクター、重要な利害関係者

59. 世界的に、53%の女性が自営かまたは無償の職に雇用されている(E/CN.6/2015/3を参照)。特にサハラ以南アフリカと南アジアで広がっているそのような雇用は、女性を暴力の高い危険にさらすこともある。さらに、79カ国に、女性が行うことのできる型の仕事を制限する法律がある。世界銀行が委嘱された2014年の報告書は、民間セクターが女性に対する暴力を防止し、対処しようとする努力へのかかわりが不十分であると主張した<sup>10</sup>。状況を変えるために、職場は、職場を女性にとって安全なものにし、女性の権利団体との同盟を設立するために、反ハラスメント法とガイドラインを採択する必要がある<sup>11</sup>。信託基金は、そのような課題に対処し、女性に対する暴力をなくす際の重要な利害関係者として民間セクターを完全に統合することを目的とするプログラムに投資してきた。

60. カンボディアの信託基金によって以前に支援された成功したイニシアティブに基づいて、CAREカンボディアは、その地方のパートナーであるカンボディア・ビール推進連帯協会と共に、衣料・観光・ホスピタリティ産業の参加型社会と職場介入を規模拡大するプロジェクトを実施している。この多角的戦略には、女性被雇用者の社会と職場グループとの協力、セクシュアル・ハラスメントを防止する具体的措置を取る際の雇用者のかかわり、長期的な行動と態度の変容を推進する男性のかかわりが含まれる。この「協会」は、様々な訓練と行事を通して、ビア・ガーデン、レストラン、カラオケで働く1,935名の女性と連絡を取っている。衣料工場での訓練と意識啓発は、約11,500名の女性に届いている。

61. バングラデシュとインドで、輸出志向の衣料工場で労働条件を改善し、職場での暴力をなくすためにフェア・ウェア財団は、あるプロジェクトを実施した。インドとバングラデシュの3,500名以上の労働者が、24の工場で直接の訓練を受け、一方さらに15,000名の労働者が同輩教育を通して訓練を受けた。このプロジェクトの主要な業績の一つは、ハラスメント禁止委員会へのハラスメント事件の通報のより高い割合であり、電話のヘルプラインを通じたものであった。

62. 地方の女性団体である Equality for Growth によってタンザニア連合共和国で実施されたプロジェクトは、女性の経済的権利を支え、ダル・エ・サラームの2つの地区の6つの市場で、安全な環境を醸成することにより、暴力の危険をなくすために活動している。このプロジェクトは、市場の商人と市場担当官のために権利と女性に対する暴力についての知識へアクセスを改善することに重点を置いた。こ

<sup>10</sup> 世界銀行、国際復興開発銀行、女性、企業、法律 2014: ジェンダー平等を強化するために制限を除去する(ロンドン、ブルームズベリー・プレス、2013年)。

<sup>11</sup> Jennifer L. Solotaroff 及び Robini Prabha Pande、女性と女兒に対する暴力: 南アジアからの教訓(ワシントン D.C., pteg@yb4 <不和縫う年)。

のプロジェクトの結果として、商人たちは、女性に対する暴力をどのように通報するかについて意識と理解を深めていることを定期的監視が示している。

## F. HIV/エイズと女性に対する暴力

63. ジャマイカ命のためのエイズ支援は、ジャマイカにおける HIV 感染症の重要な牽引力である女性と女兒に対する暴力を防止し、対応する努力を強化するために活動している。地域社会アウトリーチとワークショップへのかかわりを通して、総計 1,220 名の性労働者と連絡が取れた。この総数のうち、109 名が、診療所、HIV テスト及びカウンセリングへのアクセスを含め、この団体の統合されたサービスを利用した。この団体は、国の HIV 感染者及びその他の重要な母集団に臨床対応を提供している唯一の NGO であり、首尾一貫して、「世界エイズ対応進捗報告書」への好事例の提出の一部となってきた。このサービスにアクセスするすべての顧客の 90%以上の視点は、彼らがより良い健康を享受しているというものである。

64. 信託基金によって支援され、ウクライナ公衆衛生財団によって実施されたプロジェクトは、ウクライナの HIV 感染女性と女兒、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーである路上で暮らす女性と女兒と協力している。このプロジェクトは、部門間対応制度を何とかうまく設置し、サービス提供者の能力を築いた。総計 2,626 名の路上暮らしの HIV 陽性サヴァイヴァーと 708 名のそのパートナーが、明らかにされ、サービスに関わった。プロジェクトの参加者である男性も女性も、プロジェクト参加の結果として、暴力の削減または撤廃を報告していることが評価で分かった。

65. 信託基金によって支援された HIV とエイズ感染女性連合によるプロジェクトは、女性一般及びマラウウィの HIV/エイズの疫病に関連しているのでより具体的に女性に対する暴力を下支えしている神話と固定観念と取り組むことを目的とした。このプロジェクトの訓練を受けた地域社会の弁護士補助職員が、1,475 名の暴力の女性と女兒のサヴァイヴァーの事件を扱った。女性、男性及び伝統的指導者と協力して、暴力を煽る神話と固定観念と取り組むこのプロジェクトの努力は、女性と女兒のサヴァイヴァーのために予期されていた数をはるかに超える 13,285 名の HIV 感染女性に届いた。このプロジェクトが利用した「足掛かり」方法論が、カップルが暴力の引き金となる問題を隠さずに話すことができるようにしたことが最終の外部評価で分かった。参加者たちは、ある関係において暴力の引き金として報告された特に男性の間の飲酒を減らしたと報告した。

## G. 前進の道

66. 「持続可能な開発目標」は、ジェンダーに基づく差別をなくすことが、持続可能な開発達成にとって極めて重要であることを明確にしている。世界中で、差別は女性からその基本的権利を奪っているが、この中で重要なのが暴力を受けない権利である。女性の貢献とリーダーシップは、貧困から気候変動に至るまで、人類が直面している世界的問題に対する解決策を見いだすための中心であるが、女性に対する暴力は、何百万人もの女性がこの役割を果たすことを妨げているが、「持続可能な開発目標」の中で強調されているように、この問題に対処することが、平和で公正な未来を生み出す基本である。信託基金は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の状況で、各国政府によるコミットメントを女性と女兒に対する暴力をなくす真の変革的努力に変える際に果たすべき中枢的役割を持つ。信託基金がその 20 周年に近づくとつれて、基金が課題に向かって立ち向かうというこれまで以上に固い決意がある。この目的に向かって、基金は、加盟国による任意の寄付のみならず、民間セクターと個人の寄付に特に重点を置いて、2016 年にはその助成金授与を 40%以上、つまり 2,000 万ドルにまで増額するという野心的な目標を定めている。

67. 2016 年に行われるものとして、第 57 回婦人の地位委員会によって行われた勧告の見直しは、2015 年から 2020 年までの信託基金の戦略計画に述べられている主要な優先領域に反映されているこれら勧告を事業化する信託基金の努力を評価する重要な機会を提供している。情報管理は、信託基金が助成金受領者の作業を通して果たすべきユニークな役割、このゆえに 2016 年に世界の証拠のハブを開発する領域である。信託基金は、暴力を煽る有害な規範と態度を変えるために、技術、メディア及び参加する地域社会のかかわりの利用を通して、女性と女兒に対する暴力を防止し、これに対処する革新的で触媒

的プログラムにその助成金授与の投資を継続するつもりである。信託基金は、各国政府の拘束力のあるコミットメント、法律及び政策と女性と女兒の体験との間のギャップを埋めるために、継続中の国の政治的行動と適切な資金の欠如に対処するために作用するプロジェクトを支援するつもりである。

68. 女性に対する暴力を防止し、なくす作業は、男女間の平等を達成しようとするより幅広い努力から切り離すことはできない。信託基金は、明確で、測定でき、達成できる結果を推進するイニシアティブを支援し続けるであろう。結果に基づく持続可能で見習うことのできるイニシアティブを追求して、信託基金は、女性の権利の実現を推進し、市民社会団体とパートナーを組んで活動する際に、行動志向であり、対応できるものであるために、各国政府、国連システム、政策策定者及び立法者を支援するために努力するつもりである。このように、信託基金は、すべての女性と女兒のために選択肢と機会のできる限りの拡大を支援するために、その役割を強化することを目的とする積りである。

\*\*\*\*\*

(廣田 里子 訳)

## 女性・女兒・HIV とエイズ(E/CN.6/2016/9)

### 事務総長報告書

#### 概要

世界のエイズ対応は、この疫病を止め、逆転させる際にかかなりの進歩を遂げてきた。女性と女兒の間の HIV 新規感染の数は安定し、エイズ関連の死亡数は、全世界でかなり減ってきた。救命抗レトロウイルス療法へのアクセスは、特に妊婦の間でかなり拡大し、母子感染の予防は、新生児の間の新規 HIV 感染の数を減らすという結果となっている。しかし、女性と女兒にとっての進歩は、全地域にわたって平等というわけではない。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、女性と女兒のための予防と治療努力を規模拡大し、彼女たちを HIV 感染のより大きな危険にさらし続けている法的・経済的・社会的要因に対処するために、まだまだ多くのことがなされる必要がある。

本報告書は、女性・女兒・HIV とエイズに関する婦人の地位委員会決議 58/3 を実施するために加盟国と国連機関が取った行動のハイライトを提供するものである。本報告書は、国・地域・世界レベルでの好事例、課題及びギャップを明らかにし、HIV 対応において女性と女兒のための進歩を促進するための今後の行動のための勧告で締めくくる。本報告書は、新しい傾向と有望な取組を反映するために、最近の証拠と観察にもとづく調査を土台とするものである。提供された事例は、25 の加盟国(オーストリア、中国、コロンビア、ドミニカ共和国、フィンランド、ハンガリー、日本、ラトヴィア、リベリア、リトアニア、マラウィ、メキシコ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ロシア連邦、シエラレオネ、シンガポール、スウェーデン、トーゴ、トルコ、ウガンダ及びウルグアイ)及び6つの国連機関(国連エイズ合同計画、先住民族問題永久フォーラム事務局、国連教育科学文化機関、国連人口基金、国連近東パレスチナ難民救援活動機関及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)からの提出物に基づく。

#### I. 序論

1. HIV という疫病を止め、逆転させ、女性と女兒のニーズに応える際の進歩は、地域、国、年齢、重要な母床団によって様々である。2014年に、世界的に約3,430万人[3,180万人から3,850万人]の15歳以上の成人の51%が女性であった(表1を参照)<sup>12</sup>。HIVに感染している15歳から24歳までの390万人の若い人々の中で、60%近くが若い女性と女兒である<sup>13</sup>。

<sup>12</sup> 国連エイズ合同計画(UNAIDS)、エイズがどのようにあらゆることを変えるか:MDG6:エイズ対応からの15年、希望の15の教訓(2015年)。

<sup>13</sup> UNAIDSの2014年の推定値からの重要な指標は、AIDSinfoオンライン・データベースより閲覧できる。<http://aidsinfo.unaids>。



表 1: 2014 年の 15 歳以上の女性と男性との間の広がり、新規感染、エイズ関連の死亡

広がり			
地域	女性	男性	総計
世界	17,000,000	16,000,000	34,300,000
	[16,100,000-20,000,000]	[15,700,000-19,500,000]	[31,800,000-38,500,000]
サハラ以南アフリカ	13,800,000	9,700,000	23,500,000
	[12,800,000-16,000,000]	[9,000,000-1,300,000]	[21,800,000-26,200,000]
アジア太平洋	1,700,000	3,100,000	14,300,000
	[1,500,000-2,000,000]	[2,800,000-3,500,000]	[4,300,000-5,400,000]
ラテンアメリカ	340,000	1,100,000	1,600,000
	[450,000-640,000]	[930,000-1,300,000]	[1,400,000-2,000,000]
西欧・中欧・北米	530,000	1,900,000	2,400,000
	[340,000-770,000]	[1,200,000-2,700,000]	[1,500,000-3,500,000]
東欧・中央アジア	600,000	900,000	1,500,000
	[520,000-710,000]	[770,000-1,100,000]	[1,300,000-1,800,000]
カリブ海	130,000	130,000	260,000
	[110,000-170,000]	[100,000-160,000]	[200,000-320,000]
中東・北アフリカ	72,000	150,000	220,000
	[51,000-92,000]	[110,000-190,000]	[140,000-300,000]

新規感染			
地域	女性	男性	総計
世界	870,000	950,000	1,800,000
	[790,000-950,000]	[870,000-1,000,000]	[1,700,000-2,000,000]
サハラ以南アフリカ	650,000	510,000	1,200,000
	[600,000-710,000]	[470,000-550,000]	[1,100,000-1,300,000]
アジア太平洋	110,000	210,000	320,000
	[75,000-150,000]	[150,000-300,000]	[230,000-450,000]
ラテンアメリカ	25,000	60,000	85,000
	[20,000-30,000]	[48,000-72,000]	[68,000-100,000]
西欧・中欧・北米	18,000	67,000	85,000
	[10,000-27,000]	[37,000-99,000]	[47,000-130,000]
東欧・中央アジア	54,000	80,000	130,000
	[46,000-66,000]	[67,000-96,000]	[110,000-160,000]
カリブ海	5,800	7,200	13,000
	[4,200-7,200]	[5,100-8,900]	[9,300-16,000]
中東・北アフリカ	5,800	14,000	20,000
	[3,500-8,700]	[8,300-21,000]	[12,000-30,000]

エイズ関連死亡			
地域	女性	男性	総計
世界	420,000	610,000	1,000,000
	[310,000-730,000]	[450,000-1,000,000]	[760,000-1,800,000]
サハラ以南アフリカ	310,000	350,000	660,000
	[220,000-570,000]	[250,000-650,000]	[470,000-1,200,000]

org より閲覧可能。他に表示がない限り、本報告書の結果は、AIDSinfo オンライン・データベースの 2014 年の推定値から取ったものである。追加の分類は、UNAIDS によって提供された 2014 年の未発表の推定値と一致している。これらは、エイズという疫病の国に特化したモデルから得られる。モデルとなった推定値は、姉国のこの疫病中の正確な感染者数、新規感染者数、エイズで死亡した人々の数を数えることは不可能であるので必要とされる。四角い括弧は、実際の値が存在する範囲を示すおおよその推定値の不確実性を示す。

アジア太平洋	69,000	160,000	230,000
	[47,000-120,000]	[110,000-280,000]	[150,000-410,000]
ラテンアメリカ	12,000	28,000	39,000
	[8,700-22,000]	[20,000-51,000]	[29,000-73,000]
西欧・中欧・北米	4,700	21,000	26,000
	[2,400-8,500]	[11,000-38,000]	[13,000-47,000]
東欧・中央アジア	25,000	36,000	61,000
	[13,000-66,000]	[20,000-96,000]	[33,000-160,000]
カリブ海	32,000	5,000	8,200
	[1,700-8,500]	[2,700-13,000]	[4,400-22,000]
中東・北アフリカ	3,200	7,700	11,000
	[1,400-8,900]	[3,500-22,000]	[5,000-30,000]

出典: UNAIDS、2014年、エイズインフォ・オンライン・データベース

2. 2014年には、世界的に15歳以上の人々の間の約180万名[170万から200万名]の48%が、女性と女兒であった(表2を参照)。若い女性が特に否定的影響を受けた、つまり、2014年の15歳から24歳までの若い人々の間の新規感染の56%が若い女性であった。15歳以上の人々の中で、約120万人[98万人から160万人]のエイズ関連の死亡の中で、42%が女性と女兒であり、そのような死亡の75%が、サハラ以南アフリカで起こった。

表2: 2001年から2014年までのHIV新規感染の割合(パーセンテージ)の変化

地域	女性と女兒	男性と男児
世界	(34)	(31)
サハラ以南アフリカ	(38)	(39)
アジア太平洋	(28)	(26)
ラテンアメリカ	(25)	(9)
東欧・中央アジア	27	5
カリブ海	(48)	(40)
中東・北アフリカ	15	24

出典: UNAIDS、2014年、エイズインフォ・オンライン・データベース

3. 特別なグループは、不相応にHIVの悪影響を受けている。50カ国におけるHIVの広がりまたは発生を測定する調査のメタ分析は、世界的に女性の性労働者は、他の生殖年齢の女性よりもHIVに感染する可能性が約14倍高いと推定して、女性性労働者の間のプールされた世界的なHIVの広がりを11.8%と計算した<sup>14</sup>。2013年に、性労働者の間に約70,000[55,000から83,000]の新規HIV感染があったことをデータが示している<sup>14</sup>。30カ国によって報告されたデータによれば、麻薬を注射する女性の間のプールされたHIVの広がり、麻薬を注射する男性の9%と比べて、13%であった<sup>15</sup>。

## II. 規範的枠組み

4. 2011年に、総会は、ジェンダー不平等とジェンダーに基づく暴力の撤廃を含めた10の時間制限のあるターゲットを確立した「HIVとエイズ政治宣言: HIVとエイズを撤廃するための努力の強化」(決議65/277、付録)を採択した。総会は、2001年の「HIV/エイズ・コミットメント宣言」(決議S-26/2)及び2006年のHIVエイズ政治宣言のように、HIVとエイズに対する女性と女兒の脆弱性の削減にとっての基本として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援する以前のコミットメントを土台とした。2015年までにHIV/エイズの広がりを止め、逆転させ始める努力を要請した「ミレニアム開発目標6」で、HIVとエイズは、2000年に開発アジェンダにしっかりと据えられた。

<sup>14</sup> Stefan Baral 他、「低所得国、中所得国の女性性労働者の間のHIVの重荷: 組織的レビューとメタ分析」、ランセット感染症、第12巻、第7号(2012年3月15日)。

<sup>15</sup> UNAIDS、格差報告書(ジュネーブ、2014年)。

5. 2016年に、総会は、決定 68/555 に従って、2001年の「HIV/エイズ・コミットメント宣言」と2006年と2011年の「HIV/エイズ政治宣言」を実現する際に達成された進歩の包括的見直しを行うことになるHIV/エイズ高官会議を開催する。この会議の目的は、2030年までにエイズという疫病をなくし、包括的な普遍的で統合された対応を促進する特別戦略を含め、2015年以降のエイズ対応を導く勧告を定めるのみならず、成功例、学んだ教訓、課題及び機会を省察することである。そうする際に、対応の中でのジェンダー平等と女性の権利に対する政治的コミットメントを新たに築くことになる。

6. 会議と予想されている2016年の政治宣言は、本報告書で概説されている結果と進歩を含め、HIVの状況での女性と女児の権利を推進する際の成功例とギャップを強調するエイズ対応の促進に関する2016年の事務総長報告書によって特徴づけられるであろう。

7. 2015年に、総会は、2つの重要な政府間枠組、開発のための資金調達におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの主流化を確認した第3回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ・アジェンダ」(決議 69/313)及びジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するための「持続可能な開発目標 5」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(決議 70/1)を採択した。その「目標」内の6つの実体的ターゲット---①いたるところですべての女性と女児に対するあらゆる形態の差別をなくすこと、②すべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃すること、③子ども結婚、早期・強制結婚のようなすべての有害な慣行を撤廃すること、④無償のケア労働と家事労働を認め評価すること、⑤女性の完全で効果的の参画とリーダーシップの平等な機会を確保すること、⑥性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを確保すること---は、HIV/エイズのジェンダーの側面に対応するための基準を提供している。さらに、健康な生活を確保し、万人のための福利を推進するための「目標 3」には、2030年までにエイズという疫病をなくすという野心的なターゲットが含まれている。

8. 女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の促進に関する決議 29/14の中で、人権理事会は、包括的な性教育を含め、質の高い教育への完全かつ平等なアクセスを保証することにより、女性をエンパワーするよう各国を奨励した。

9. 第59回婦人の地位委員会は、1995年の第4回世界女性会議での採択以来20年の「北京宣言と行動綱領」の実施において遂げられた進歩の見直しを行った(E/CN.6/2015/3を参照)。見直しの結果は、遅い不均衡な進歩を示した。多くの女性と女児が、その生涯を通して重複し、重なり合う形態の差別、脆弱性及び周縁化を経験している状態で、平等と女性と女児のエンパワーメントを完全に達成した国はなかった。保健の領域では、見直しの結果、HIV感染女性の増加する数、妊産婦死亡の高い割合、性と生殖に関する健康サービスにアクセスする際に女性と女児が直面する課題がわかった。この見直しは、包括的であらゆる年齢の女性と女児のための性と生殖に関する健康と権利を含めた質の高いサービスの利用可能性、アクセス可能性、料金の手頃さを高める保健政策とサービスに関する意思決定への女性の参画を保障して、保健に対する権利に基づく取組を要請した。

### III. 加盟国と国連システムが取った行動

10. 過去15年にわたって、科学的・生物医学的突破口は、エイズという疫病を国家と地域社会を脅かす危機から長期的で慢性的な公衆衛生の問題に変えてきた。しかし、あらゆる年齢の女性と女児は、そういった突破口から平等に利益を受けて来なかった。ジェンダー不平等が、この疫病の力学に影響を及ぼす重要な要因として長く認められてきた。問題は地域社会と国によってさまざまであるが、汚名、差別及び暴力と共に、関係、家庭、地域社会における女性の力の欠如が、HIV感染を予防し、そのインパクトを緩和するその能力を損なっている。ジェンダー平等のコミットメントを含むHIVに関するしっかりした規範的枠組みにもかかわらず、国内のHIV対応は、しばしば、ジェンダー不平等の影響に適切に対応していない。政策や制度におけるジェンダー・バイアスもアクセスに影響を及ぼし、サービスを求め、受ける女性と女児の能力にインパクトを与えている。従って、性別にデータを分類し、ジェンダー分析を行うことは、HIV対応の中で女性と女児が不平等の影響を受ける様々な方法を完全に理解することにとっての前提条件である。適切に資金提供されるジェンダーに対応した行動を含むHIV計

画とプログラムは、女性と女児のための HIV 予防、治療、ケア及びサポートを改善する手助けとなるであろう。支援的で機能的な環境は、女性の脆弱性の要因を減らし、保護的要因を増やすために必要である。この疫病の社会的・法的・経済的・文化的牽引力に対処する介入が、HIV 対応に反映されている根強い、広がった不平等に対応するであろう。優先事項設定に対する権利に基づく、人々を中心とした取組には、HIV 感染女性が、戦略、政策、計画及び予算が決定されつつある意思決定のテーブルに就いている必要がある。HIV 感染女性のカヴァランスへのかかわりとリーダーシップに投資することは、対応の関連性を強化する。ジェンダー不平等に対処し、女性と女児をエンパワーする介入を実施することなく、HIV 新規感染ゼロ、差別ゼロ、エイズ関連の死亡ゼロという「3つのゼロ」としい知られていることは達成されないことを証拠が示してきた。

11. 報告期間中に、加盟国と国連システムは、HIV 対応において女性と女児のニーズに応える際に重要な進歩を遂げた。女性のリーダーシップと参画への支援、HIV の予防、治療、ケア及びサポート・サービスへの女性と女児のさらなるアクセスを推進する努力及び HIV に対する脆弱性を減らす際の基本的側面としてその政治的・社会的・経済的エンパワーメントを支援することにより、女性と女児のための機能的環境を推進する戦略を通して、HIV 対応のガヴァナンスにジェンダー平等のコミットメントを統合する行動の中で進歩が報告されてきた。

## A. 国内 HIV 対応へのジェンダー平等の統合

12. 国内 HIV 対応へのジェンダー平等と人権の統合は、国々が女性と女児のニーズと優先事項に応え、HIV 予防、治療、ケア、サポートへのアクセスに対するジェンダーに関連する障害に対処し、それなりに資金を配分することができるようにする。国内の HIV 対応にジェンダー平等の側面を統合することに関する強化された包括的なガイダンスは、国内のパートナーが政策を強化し、ありとあらゆる女性と女児のニーズに対処することができるようにするであろう。変革的な国内 HIV 対応には、ジェンダー平等のコミットメントに応えるあらゆる段階の政策とプログラム形成の維持される投資が必要であることを証拠が示している。

13. 国々の中には、オーストラリア、中国、ドミニカ共和国、フィンランド、リベリア、メキシコ、ノルウェー、パラグアイ、フィリピン、ロシア連邦、トーゴ及びウガンダを含め、国の HIV 政策、計画、監視と評価枠組及び予算に、ジェンダー平等に対処する行動を統合する努力について報告したところもあった。ウガンダは、HIV の国内監視・評価枠組に性別・年齢別成果指標を含めたと報告した。ドミニカ共和国は、男性と女性に公正に利益を与えるために、HIV に関連する 2015 年から 2018 年までの予算を分割した。ペルーとメキシコは、ジェンダー平等に関する国内行動計画で HIV とエイズ関連の優先事項を主流化した。

14. アラブ女性指導者の高官会議が、アラブ・エイズ戦略の実施を支援するために、国連エイズ合同計画(UNAIDS)<sup>16</sup>とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)と共にアルジェリア政府とアラブ諸国連盟によって開催された。この会議は、ジェンダー平等、若い人々の性と生殖に関する健康ニーズを含め、HIV 予防と治療への普遍的アクセスを推進し、HIV 感染女性に対する汚名と差別をなくすことを目的とした行動の呼び掛けという結果となった。

15. 婦人の地位委員会への前回の事務総長報告書(E/CN.6/2014/12)以来、UNAIDS は、重要なパートナーと共に、HIV の状況での女性に対する暴力に対処するためのプログラム作成ツール<sup>17</sup>、麻薬を注射する女性のためのジェンダーに対応した HIV サービスに関するガイド<sup>18</sup>、性と生殖に関する健康と HIV と

<sup>16</sup> UNAIDS には、国連難民高等弁務官(UNHCR)、国連子ども基金(ユニセフ)、世界食糧計画(WFP)、国連開発計画(UNDP)、国連仁美羽基金(UNFPA)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、国際労働機関(ILO)、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、世界保健機関(WHO)及び世界銀行が含まれる。

<sup>17</sup> 世界保健機関、HIV 流行の状況での女性に対する暴力への対処: プログラム形成ツール(ジュネーブ、2013 年)。  
[http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/95156/1/9789241506533\\_eng.pdf?ua=1](http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/95156/1/9789241506533_eng.pdf?ua=1) より閲覧可能。

<sup>18</sup> 「麻薬を注射する女性と HIV:特別なニーズに対処する」、政策説明(ウィーン、UNODC、2014 年)。  
[http://www.unodc.org/documents/hiv-aids/publications/WOMEN\\_Policy\\_BRIEF2014.pdf](http://www.unodc.org/documents/hiv-aids/publications/WOMEN_Policy_BRIEF2014.pdf)。

の関連性と指標の要約<sup>19</sup>及び HIV と結核のジェンダー評価ツールを含めた HIV 対応にジェンダー平等を統合するための能力を強化するツールを作成した。HIV 対応においてジェンダー平等と女性のリーダーシップの擁護者として働くことに関する国連ウィメンのアドヴォカシー・キットには、カンボディア、ジャマイカ、ケニア、パプアニューギニア及びルワンダで、国内の HIV 対応にジェンダー平等を統合する際に学んだ保健機構教訓が含まれる<sup>20</sup>。国連人口基金(UNFPA)は、戦略的情報と好事例を強化する HIV と性労働に関するガイダンスを作成した<sup>21</sup>。

16. 2014 年と 2015 年に、UNAIDS は、40 カ国で HIV 対応のジェンダー評価を支援したが、これはデータにおけるギャップの明確化、女性と女兒の特別なニーズに対応するサービスと行動の範囲の明確化という結果となった。国連ウィメンは、UNAIDS、世界保健機関(WHO)及び汎アメリカ保健機構と共に、15 カ国(ブラジル、カンボディア、グアテマラ、インドネシア、ジャマイカ、キルギスタン、マラウイ、パナマ、南アフリカ、パレスチナ国、タジキスタン、タイ、テュニジア、ウガンダ及びジンバブエ)の性と生殖に関する健康で働いているプログラム・スタッフと HIV プログラム・スタッフのためのジェンダーに配慮した監視を強化した。2015 年初めに、UNAIDS とそのパートナー、ユニセフ、UNFPA、WHO、断固とした、強靱性のある、エンパワーされた、エイズに罹っていない、指導を受けた、安全な女性を育成することを目的とする米国大統領のエイズ救援計画、エイズ・結核・マラリアと闘うための世界基金、MTV 生き延びる財団及び HIV 青年リーダー基金は、思春期の若者のための改善されたデータ収集と分析及びより良いサービス・カヴァレッジのための「包括的」プラットフォームを開始した。世界基金の新しい資金提供モデルは、ジェンダー不平等をなくすサービスと介入を規模拡大する投資を優先している<sup>22</sup>。これに対応して、UNAIDS、国連開発計画(UNDP)、UNFPA、国連ウィメン及び WHO は、世界基金に提出されることになる HIV に関する国内戦略計画の規則のギャップに基づく介入を優先させる資金提供のための要請である概念メモにジェンダー平等への配慮を統合させる際に国内のパートナーを支援した。

### HIV 対応における女性と女兒のための価格設定と資金調達活動

17. HIV とエイズのための国内及び国際資金提供の総額は、2015 年末現在 217 億ドルに達しているものと見積もられた<sup>14</sup>。2015 年 9 月 9 月までに、世界基金は、HIV 関連の助成金に 150 億ドルを支払った<sup>23</sup>。世界基金は、2013 年の総額ポートフォリオの 42%から 2015 年には約 60%にまで女性と女兒に利益を与える支出を増額した<sup>14</sup>。その増額の多くは、性と生殖、妊産婦、新生児、子ども、思春期の若者の健康の領域への増額であった。

18. 女性と女兒のニーズに応えるジェンダーに配慮したプログラム形成のために配分される HIV 対応の割合に関するデータは容易く利用できない。費用効果のある、ジェンダーに対応した介入は、改善された価格設定ツールと共に、ジェンダー平等のコミットメントを適切な予算の配分を伴った明確な行動に変える際に各国政府を支援できる。HIV 感染女性のネットワークは、依然としてかなり資金提供が低いままである<sup>14</sup>。女性と女兒のリーダーシップに投資するという強化された政治的コミットメントは、その組織上の努力と集団的行動を維持することに釣り合った資金を欠いている<sup>24</sup>。

19. ジェンダーに対応した HIV プログラム形成のための資金調達に関するデータは限られているが、加盟国の中には、進歩を報告したところもある。メキシコは、特に HIV 感染女性を抗レトロウイルス治

<sup>19</sup> 国際家族計画連盟、UNFPA 及び WHO、「性と生殖に関する健康と HIV の関連性要約:指標と関連する評価ツール」(ロンドン、2014 年 12 月)。[http://srhhivlinkages.org/wp-content/uploads/SRH-HIV-Linkages-Compendium\\_rev.pdf](http://srhhivlinkages.org/wp-content/uploads/SRH-HIV-Linkages-Compendium_rev.pdf) より閲覧可能。

<sup>20</sup> 国連ウィメン、「HIV 対応においてジェンダー平等の擁護者となること: 5 つのプログラム国の経験」(2015 年)。

<http://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2015/4/championing-gender-equality-in-the-hiv-response-the-experiences-of-five-programme-countries> より閲覧可能。

<sup>21</sup> シリーズ「HIV と性労働者」、ランセット(2014 年 7 月 23 日)を参照。<http://www.thelancet.com/series/hiv-and-sex-workers> より閲覧可能。

<sup>22</sup> 世界基金、「ジェンダー不平等への対処と女性と女兒のための対応の強化」、情報メモ(2014 年 4 月)。

<sup>23</sup> <http://www.theglobalfund.org/en/financeials/> を参照。

<sup>24</sup> Angelika Arutyunova 及び Cindy Clark、「葉に水をやって根を枯らす: 女性の権利団体とジェンダー平等のための資金調達の状態」(カナダ、オンタリオ、開発における自製の権利協会、2013 年)。

療プログラムに留めておくことを支援することを目的とした資金の配分を報告した。フィンランドの新しい国内 HIV 戦略は、HIV の発生率が高い地域で暮らしている女性、女性移動者及び性労働者のための対象を絞った予防のために資金を配分している。ポーランドとスウェーデンは、生殖年齢の女性を対象とした国内 HIV テスト・キャンペーンと HIV 感染者の生活の平等に関する調査のような、HIV 予防活動のための市民社会団体に財政支援を提供した。

20. UNAIDS とロンドン衛生熱帯医学校は、HVI に関連してジェンダーに対応した介入の費用対効果の組織的見直しを行った<sup>25</sup>。この見直しは、HIV サービスの取り込み、治療の遵守と行動変容及びジェンダー平等と教育のような他のセクターとの共同資金調達のための正当化された投資の増額を改善するための有望なジェンダーに対応した介入を明らかにした。

### 女性と女児のかかわり、リーダーシップ及び参画を高める

21. HIV 対応における意思決定への女性の参画とリーダーシップは、情報へのアクセスとかかわる機会の欠如、汚名と差別、家庭と地域社会におけるケア提供の責任及び資金提供の制約によって妨げられている。提案の開発とその実施の監視という任務を負っている世界基金の国別調整メカニズムの女性の代表者数は、2010 年の 34%から 2015 年には 40%近くにまで増えた<sup>26</sup>。しかし、このデータは、国内 HIV 対応への女性、特に HIV 感染女性の参画と影響が組織的に追跡されていないことを仮定すれば、そのようなメカニズムにおける女性の声インパクトを示すものではない。

22. オーストラリア、ノルウェー、ロシア連邦、シエラレオネ及びウガンダは、HIV 予防サービスと女性に対する暴力と HIV との間の相互重なり合いに関する意識啓発活動の提供を支援するために、HIV 感染女性の団体及び女性団体とパートナーを組んだ。ラトヴィア、シエラレオネ、トーゴ及びウガンダは、国内 HIV 調整メカニズムへの HIV 感染女性を含めた女性の参画を支援した。

23. UNAIDS, UNDP, UNFPA 及び国連ウィメンは、30 カ国以上の HIV 感染女性の能力強化に投資した。国連ウィメンは、重要な優先事項を分かち合うための機会を提供した「北京行動綱領」の 20 年後の見直しで、国内レベルでの HIV 感染女性のかかわりを促進した。UNDP, UNFPA 及び国連ウィメンは、保健ケアの場でのサービスへのアクセスに関連して HIV 感染女性が直面している差別の問題を提起して、女子差別撤廃委員会にインプットを提供するために、中国、インド、カザフスタン、タジキスタン及びベトナムの HIV 感染女性のネットワークを支援した。国連ウィメンは、最も周縁化された人々に重点を置いて、リーダーとして若い女性をエンパワーすることに向けた若者戦略を開始した。

## B. 女性と女児のために HIV 予防・治療・ケア・サポートへのアクセスを規模拡大する

24. 検討期間中に、HIV の予防と治療において、重要な進歩が遂げられた。「ミレニアム開発目標 6」の HIV エイズの治療への普遍的アクセスに関する目標が達成された。1,500 万人以上の人々が治療を受けている。抗レトロウイルス薬品は、包括的な予防努力の一部となることができ、陽性の診断の知識に基づいて治療を開始することが、かなり保健成果を改善できることを証拠が示してきた。小児科 HIV 治療に関する調査は、多大に改善されてきた。HIV の母子感染の予防は、新生児の間の新規感染を減らす際に成功してきた。妊婦のための生涯にわたる治療の選択肢はさらに容易く利用できる。こういった結果は、国々のための証拠に基づくガイダンスに反映されている。

25. 2016 年から 2021 年までの更新された UNAIDS の戦略は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に完全に沿い、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児をエンパワーすることを優先している。これには、HIV の危険とインパクトを緩和するために、女性と女児が、ジェンダー不平等とジェンダーに基づく暴力を受けない生活を送ることを保障することに関するターゲットが含まれる。戦略の中で、「ミレニアム開発目標 6」に関する業績の勢いを維持するために、UNAIDS は、野心的で極めて意欲的なタ

<sup>25</sup> Michelle Remme 他、「HIV のジェンダーに対応した介入の費用と対費用効果：組織的見直し」、*国際エイズ協会ジャーナル*、第 17 巻(2014 年)。

<sup>26</sup> <http://www.theglobalfund.org/en/womengirls/>を参照。

ターゲットに乗り出している<sup>27</sup>。90-90-90 治療ターゲットは、2020 年までにすべての HIV 感染者の 90% が、自分の HIV の状態を知り、HIV 陽性と診断された人々の 90%が維持される抗レトロウイルス療法を受け、抗レトロウイルス療法を受けているすべての人々の 90%が、ウイルス抑制を達成することを予想している<sup>28</sup>。重要な治療ターゲットと並んで、非差別と予防に関するターゲットが、予防・治療・ケア・サポートのニーズに対処する促進された行動を推進するために設けられている。しかし、予防と治療の連続を通して女性と女兒が遭遇する課題に対応しなければ、ターゲットは応えられないであろう。

## HIV 予防とテストを推進する

26. 正確で、文化的にも年齢的にもふさわしい包括的な性教育を女性と女兒に届けることが重要である。HIV 予防に関する情報と婚姻の状況を含め性関係においてこの情報を利用する力の欠如は、コンドームの使用を交渉し、より安全な性関係に関わる女性の能力を損なう。知識は、女性と女兒が情報を得た決定を下し、HIV 感染を予防する手助けができる。サハラ以南アフリカでは、思春期の男児の 36%に比して、思春期の女兒の僅か 26%しか HIV についての包括的で正しい知識を有していない<sup>29</sup>。22 のカリキュラムに基づいた性教育・HIV 教育プログラムの見直しの結果、その 80%がジェンダー関係と力関係に対処していることがわかり、これが、妊娠と性感染症の減少に貢献した<sup>29</sup>。

27. 女性用コンドームの使用または HIV に罹患する危険を減らすために HIV 陰性の人々によって服用される暴露前予防法としての抗レトロウイルス薬の組み合わせの服用のような女性が管理する HIV 予防法は、HIV に罹患する危険性が比較的高い女性にその危険を減らし、感染から身を守る手段を提供できる<sup>30</sup>。受容性と効果の点で似たようなものであるが、女性用コンドームの取り込みは、男性用コンドームに比べてアクセス可能性と経費の高さによって妨げられてきた<sup>31</sup>。アクセスの問題と料金の手頃さも、HIV 感染を予防する暴露前予防法の効果的利用率の改善に対処するために極めて重要である。

28. コロンビア、ドミニカ共和国、フィンランド、ハンガリー、メキシコ、シンガポール及びスウェーデンは、学校での HIV 予防、保健、性教育及び保健と HIV 関連の問題に関する様々な青年向けのプログラムへの支援に関して報告した。シンガポールは、HIV 予防を支援するために、職場で教育イニシアティブを実施している。シエラレオネは、HIV とエイズ情報・文書化センターを通じたコンドームの提供と思春期の若者に優しい性と生殖に関する健康ケア・サーヴィスを報告した。コロンビアでは、男性用コンドームも女性用コンドームも義務的な保健計画を通して提供されている。米国大統領のエイズ救援緊急計画によって開始されたこのイニシアティブは<sup>32</sup>、女兒の間に HIV 感染の危険を減らす証拠に基づく予防介入の核心となるパッケージの実施を通して、東部・南部アフリカの 10 カ国で思春期の女の子と若い女性の間で HIV の新規感染を減らすことを求めている<sup>33</sup>。

29. UNFPA は、52 カ国で包括的なコンドーム・プログラム形成を推進し、7 億 5,000 万の男性用コンドームと 1,500 万の女性用コンドームを配布した。国連教育科学文化機関(ユネスコ)と UNFPA は、97 カ国で、質が高く、年齢にふさわしく、文化的に配慮した包括的な性教育を支援した。これら努力には、2013 年の包括的性教育のための閣僚公約のフォローアップにおいて 21 の東部・南部アフリカ諸国への特別な重点が含まれた。

---

<sup>27</sup> 極めて意欲的な取組は、実施のペースを速めるためのアジェンダであり、予防と治療のための野心的なターゲットを設けることが含まれる。詳細は、UNAIDS、*極めて意欲的な取組: 2030 年までに疫病エイズをなくす*(ジュネーブ、2014 年)を参照。

<sup>28</sup> ウイルス抑制は、ウイルスの機能と置き換えを抑制または減少させることと定義されている。HIV に関しては、血液中のウイルスの量のようなウイルス荷が発見できない程度に減少しているならば、治療は非常に効果的であると考えられる。

<sup>29</sup> Nicole A. Haberland, 「性教育・HIV 教育でジェンダーと力に対処した事例: 評価学の包括的レビュー」、*性と生殖に関する健康に関する国際展望*、第 41 巻、第 1 号(2015 年 3 月)。

<sup>30</sup> アレルギーと感染症国内機関、「若い南アフリカ女性は、HIV 予防として暴露前予防法摂生を毎日守ることができることが調査でわかる」、2013 年 7 月 20 日。http://www.niaid.nih.gov/news/newsreleases/2015/Pages/HPTNo67.aspx より閲覧可能。

<sup>31</sup> 女性と女兒に何が効果があるのか、「男性用・女性用コンドームの利用」、http://www.whatworksforwomen.org/chapters/5-Prevention-for-Women/sections/1-Male-and-Female-Condom-Use より閲覧可能。

<sup>32</sup> 「夢」イニシアティブは、ビル・メリンダ・ゲイツ財団とナイケ財団との公・民パートナーシップである。

<sup>33</sup> 米国大統領のエイズ救援緊急計画、「ファクト・シート」、2015 年 9 月。http://www.pepfargov/documents/organization/247548.pdf より閲覧可能。

30. テストの規模拡大は、HIVの予防、治療、及びケアにとって重要である。HIVに感染している約1,710万人の人々が、自分の状態をまだ知らないでいる。ほとんどの女性は、出生前ケアの一部としてHIVテストにアクセスする。UNAIDSの推計によれば、低所得国及び中所得国の妊婦の約40%が、2012年にHIVテストとカウンセリングを受けたが、これは2000年の26%からの増加であった。しかし、出生前ケア・サービスを例外として、女性は男性よりもテストを受ける頻度が低い<sup>34</sup>。テスト・サービスを性と生殖に関する健康サービス及び家族計画サービスと統合することは、妊娠していない女性に届き、女性性労働者、麻薬を注射する女性のような重要な母集団グループが差別や汚名を受けずにサービスへのアクセスを受けることを保障する基本である。さらに、障害を持つ女性及びその他の周縁化された女性グループは、HIV対応でそのニーズも考慮されるように、対象を絞った支援を必要としている。

31. フィンランド、リベリア、リトアニア、マラウイ、メキシコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、シエラレオネ、シンガポール及びウルグアイは、出生前検査サービスとアドヴォカシー・キャンペーンの一部として、HIVテストとカウンセリングを提供する措置を取った。コロンビア、シンガポール及びマラウイは、女性と女兒のための拡大された地域社会テスト・サービス、迅速HIVテスト及び匿名のHIVテスト場所を提供することにより、より幅広いHIVテストを奨励した。UNAIDSは、HIVの母子感染防止の状況でのテストへの強化された重点を支援した<sup>35</sup>。

### HIV 母子感染を撤廃し、母親を生かす

32. 「2015年までに子どものHIV新規感染の撤廃と母親を生かしつづけることに向けた世界計画」とHIVの母子感染の領域での「事務総長の女性と子どものための世界戦略」の目標に応えることに向けた重要な進歩が達成されてきた。2014年末現在、世界的に、HIV感染妊婦の73%が、抗レトロウィルス療法を受けており、子どもの間のHIV新規感染は、2000年から2014年の間に29%減少した<sup>14</sup>。自分の健康のために抗レトロウィルス療法を受けているHIV陽性妊婦の割合は2009年の11%から、2014年には62%に増加した。「世界計画」の優先度の高い22か国のほとんどすべてを含め、多くの国々が、HIV感染妊婦に生涯にわたるHIV治療を提供する選択肢B+を実施している。HIVの母子感染率は、世界的に減少しているが、HIV感染妊婦のすべてが抗レトロウィルス療法にアクセスしているわけではない。中東と北アフリカ及びアジアと太平洋では、カヴァレッジ率は特に低く、それぞれ13%と38%である<sup>36</sup>。

33. 2015年6月に、キューバは、HIVの母子感染を撤廃した最初の国であることが宣言された<sup>37</sup>。フィンランド、ラトヴィア、リベリア、リトアニア、マラウイ、メキシコ、フィリピン、ポーランド、シエラレオネ、シンガポール、トーゴ及びウルグアイは、そのような感染を撤廃する際の重要な進歩を報告した。リベリア、マラウイ及びシエラレオネは、WHOのガイドラインに従って、HIVに感染したすべての妊婦への生涯にわたる抗レトロウィルス治療の提供に関して報告した。

### HIV 感染女性と女兒のための治療へのアクセスの保障と治療の遵守

34. 2015年3月現在、1,500万人のHIV感染者が抗レトロウィルス治療にアクセスしていたが、これはHIV感染者と推定される人々の41%である<sup>14</sup>。2013年に、女性は、治療を受けている人々全体の59%を占めていた<sup>38</sup>。しかし、この数字は、女性の間のかかなりの差異を隠している。思春期の女の子と

<sup>34</sup> Carla Malhlouf Obermeyer 及び Michelle Osborn, 「HIVテストとカウンセリングの利用: d'tewg ?b4s@4wg d)4b k nu6d」、公衆衛生アメリカン・ジャーナル、第97巻、第10号(2007年10月)。

<sup>35</sup> UNAIDS, 「UNAIDS業績監視報告書2014」、2015年6月30日-7月2日までのUNAIDSプログラム調整理事会の第36回会議のために準備された文書(2015年)。

<sup>36</sup> UNAIDS, 「エイズがどのようにすべてを変えたか: MDG6: エイズ対応から15年、15の希望の教訓---ファクト・シート」、2014年。http://www.unaids.org/sites/default/files/media\_asset/20150714\_FS\_MDGS\_Report\_en.pdf より閲覧可能。

<sup>37</sup> WHO, 「WHOはキューバにおけるHIV母子感染と梅毒の撤廃を確認する」2015年6月30日。

http://www.who.int/mediacenter/news/realeaes/2015/mtct-hiv-cuba/en より閲覧可能。

<sup>38</sup> WHO, ユニセフ及びUNAIDS, HIV治療に関する世界最新情報2013: 結果、インパクト及び機会(ジュネーブ、2013年6月)。



50 歳以上の女性の不適切な治療へのアクセスが調査で分かっている<sup>39</sup>。麻薬注射をしていて、治療にアクセスしている女性はほとんどなく、低所得国と中所得国で、HIV 感染の女性性労働者の僅か 36%が、治療を受けている<sup>40</sup>。治療へのアクセス格差の明確化は、性別・年齢別・母集団別データの欠如によって制約されている。

35. 2014 年に国連ウィメンは、ATHENA ネットワーク、エイズ・ワクチン・アドヴォカシー連合及び Salamander 信託と共に、重要なジェンダー関連の障害と HIV 治療への女性のアクセスのファシリテーターの世界的な見直しを行った。障害には、保健、暴力と暴力に対する恐怖、家族と地域社会の人々及び保健ケア専門家からの差別が含まれることを予備調査の結果が示している<sup>40</sup>。

36. 食糧と栄養は、抗レトロウイルス治療を守ることを保障することにとっての基本である。食糧の提供が HIV 治療の遵守を改善でき、未解決の食糧の不安定が、よい治療の成果にインパクトを与えることもあることが調査で分かっている<sup>41</sup>。メキシコは、抗レトロウイルス治療のさらな遵守とケアへの引き止めを達成するための食糧と栄養を含めた包括的サービスを HIV 感染女性に提供した 29 の州において実施されたプログラムについて報告した。マラウィは、HIV 感染者の栄養上のニーズ評価を助ける際に栄養ガイドラインを作成した。世界食糧計画(WFP)は、栄養不良の妊婦に提供される妊婦・新生児・子ども保健サービスを通して、食糧・栄養支援を含めるために、国の母子感染予防プログラムに技術支援を提供した。

### 性と生殖に関する健康サービスへの HIV 関連サービスと情報の統合を推進する

37. HIV 関連サービスと情報を性と生殖に関する保健サービスに統合することは、そのようなサービスへの女性のアクセスを改善し、よりよい健康をもたらす。統合は HIV に関連する烙印(汚名)を減らし、サービス利用を促し、プログラムの効率と費用便益を高める。結核による妊産婦死亡率の危険増大と妊娠時と出産後の HIV との同時感染のせいで、結核検診と HIV 検査を、性と生殖に関する保健サービスの一部として連動させることは必要不可欠である<sup>42</sup>。

38. フィンランド、メキシコ及びパラグアイは、国内の性と生殖に関する保健戦略における HIV 予防に関する支援体制を説明した。2014 年、フィンランドは HIV の予防と早期発見手段を含むよう、性と生殖に関する保健行動計画を更新した。メキシコの性と生殖戦略は、思春期、妊娠した女性と鍵となる母集団をとくに強調している<sup>43</sup>。これは、避妊具と HIV その他性感染症の早期検査を確保しようとしている。パラグアイでは、2014 年から 2018 年の性と生殖に関する保健に関する国家計画は、性感染症の予防とコントロールを含む 7 つの領域における権利を中心とする行動を指導している。HIV と結核の同時感染を対象に、ラトヴィアとロシア連邦はその国家保健政策における HIV と結核共同プログラムを追求している。

39. UNFPA は、南部アフリカ開発共同体の厚生大臣と HIV とエイズ関連の事項を所管する大臣が 2015 年 1 月に承認した性と生殖に関する健康と HIV の統合に関する地域的最低基準の開発を支援した<sup>35</sup>。UNFPA はまた性と生殖に関する健康と権利と、HIV を、より広い国家保健と開発努力に統合するというボツワナ、レソト、マラウィ、ナミビア、スワジランド、ザンビア及びジンバブエの努力を支援した。

40. 差別的な法律、烙印とジェンダーに基づく暴力を除去することは、女性と女兒が HIV に反応する進展を加速する。女性に対する教育と経済的なエンパワーメントへのより多くのアクセスに投資することは、生活の安全を強化し、HIV 感染の危険を減少させる環境をもたらす。男性と男児との対話と関わり

<sup>39</sup> Melanie Croce-Gale、Jill Gay 及び Karen Hardee、「HIV 治療のカスケードに沿ったジェンダー配慮：優先行動での証拠の見直し」、治療説明(ワシントン D.C., 何が役に立つのか協会、2015 年 9 月)。

<sup>40</sup> 国連ウィメン他、「HIV 治療への女性のアクセスに対する重要な障害：急速な処理を現実のものにする」(2015 年)。

<sup>41</sup> Sakia de Pee 他、抗レトロウイルス治療結核治療の遵守と治療の完了を改善する際の食糧支援の機能的効果：文献レビュー」エイズと行動、第 18 巻、補遺 5(2014 年 3 月 12 日)。

<sup>42</sup> WHO、「女性の結核」、2014 年、[http://www.who.int/th/publications/th\\_women\\_factsheet\\_251013.pdf](http://www.who.int/th/publications/th_women_factsheet_251013.pdf) より閲覧可能。

<sup>43</sup> UNAIDS は、ゲイの男性及びその他の男性とセックスする男性、性労働者、性同一性障害者及び麻薬を注射する人々を 4 つの主要な重要母集団グループと考えている。UNAIDS、「用語ガイドンス 2015」(ジュネーブ、2015)を参照。

を通じて、ジェンダー規範とステレオタイプ、差別的な文化の動向を変容させることは HIV とエイズの影響を緩和し、予防努力を向上させる。

### HIV 予防と緩和を支援する法的政策的枠組みを可能にする

41. 女性と女兒のための予防、治療、ケアのプログラムは、財産と相続の権利、暴力からの保護、職場での差別からの解放と婚姻、離婚と出産に関する独立した決定権を含む女性と女兒の権利を保護し促進しようとする法的政策的環境の中で実施されないかぎり、成功はおぼつかない。多くの場合、法と政策は女性と女兒を差別しており、ジェンダー不平等を強化し、そのことがサーヴィスへのアクセスを難しくする(E/CN.6/2015/3 を参照)。子ども結婚、早期・強制結婚の慣行は地球全体としては減少しているが、18 歳になる前に婚姻した女兒はまだ 7 億人もいる<sup>44</sup>。加盟国は、持続可能な開発目標において、子ども結婚、早期・強制結婚のような有害な慣行を全て廃止すると約束している。子ども結婚を終わらせることは女兒と若年女性に対する HIV への脆弱性と危険を減少させるのに不可避である。彼女たちはしばしば予防情報へのアクセスを制限され、HIV 感染から身を守る権限も限られている。婚姻同意年齢に関する法と政策が、若年女性の HIV 検査、相談と性と生殖に関する健康ケアを含む HIV 関連サーヴィスへのアクセスを制限するひとつの要因になり得る。女性の財産権と相続権を実現することは彼女たちの経済的安全を改善し、HIV の拡散防止において重要である。これは、安全な性を交渉する力を増大させ、HIV 感染の危険を減少させる。女性の財産権と相続権を確保することは、それ故に効果的な国家 HIV 対策に不可欠な構成要素である。鍵となる母集団を処罰する国々は女性性産業従事者と麻薬注射をする女性たちが決め手となる HIV 保健サーヴィスを求めにくくしている。司法へのアクセスは HIV に感染した女性と女兒にとり、長引き、費用のかかる過程のままである。

42. コロンビア、フィンランド、ラトヴィア、リトアニア、メキシコ、ポーランド、スウェーデン及びウルグアイは、健康への権利を保護する法律を含む女性と男性との平等と差別禁止に関する法律と憲法上の保障があると述べている。オーストリア、パラグアイ及びウガンダは HIV に感染した人々の人権を安全に擁護する個別法律に言及している。リベリアはドメスティック・ヴァイオレンス法の起草努力について報告し、コロンビアはあらゆる形態の烙印と差別と闘う法律を作り上げていることを示している。マラウィは 2015 年に婚姻、離婚法を制定し、親の承諾のない最低婚姻年齢を 1818 歳に引き上げることで、子ども結婚、早期・強制結婚を撤廃する重要な一歩をとった。アフリカ連合は、地域全体での子ども結婚終結のキャンペーンを展開し、10 カ国に絞って子ども結婚禁止法の実施を主張している。

43. UNAIDS は思春期における HIV 検査と相談に対する親の同意要件、ドメスティック・ヴァイオレンスと性犯罪、HIV の非犯罪化と社会的保護に関し、バングラデシュ、カンボディア、インドネシア、ジャマイカ、ケニア、ミャンマー、ナイジェリア、ウガンダ及びヴェトナムに対し、差別的な法律と政策の見直しを支援している。国連ウィメンはケニア、ナイジェリア、ウガンダ、タンザニア連合共和国及びジンバブエに対し、HIV やエイズに感染し、または影響を受けている女性の財産権と相続権について支援を継続しており、女性たちの法的知識の増加と、法的社会的サーヴィスを提供する法律補助職にある人々の能力向上をもたらしている。UNDP は 41 カ国の HIV の影響を受けている女性と女兒の法的政策的環境を支援することで、女性と女兒、HIV に感染し、あるいは、感染の危険が高い人々と鍵となる母集団が HIV のためのサーヴィスを利用できるよう、それを妨げる法律改正を支援した。

44. ジェンダーに基づく暴力は、HIV 感染の高い危険を含め、直接的で長期的な保健上の結果と社会的結果を伴う人権侵害であり、公衆衛生の問題である。これは安全な性慣行を交渉し、自分の HIV の状態を打ち明け、基本的な保健ケア・サーヴィスを求める女性と女兒の能力を損なう。これは、女性の HIV 関連の健康状態の悪化につながり、日和見感染と死亡のより大きな危険のより高い発生率も助長する<sup>45</sup>。

<sup>44</sup> ユニセフ、「子ども結婚をなくす：進歩と見込み」(ニューヨーク、2014 年)。

<sup>45</sup> Abigail M. Hatcher 他、「女性の間の親密なパートナーからの暴力と HIV ケアと治療へのかかわり：組織的見直しとメタ分析」、エイズ、第 29 巻(2015 年)。

45. WHO は、全世界の女性の 3 分の 1 が、生涯のある時点で、親密なパートナーによる身体的・性的暴力またはパートナーでない者による性的暴力を経験しているものと見積もっている<sup>46</sup>。親密なパートナーからの暴力を経験したことがある女性は、HIV に感染している可能性が 50% も高い<sup>47</sup>。HIV 感染女性は、強制人工妊娠中絶と強制不妊手術を含め、家族、地域社会及び施設内の暴力に加えて、親密なパートナーからの暴力を経験する可能性がより高い。最近の調査によれば、継続する深刻な暴力の指標としての男性が管理する行為が、独立して、HIV 感染の危険に女性をさらすことがわかった<sup>48</sup>。女性性労働者、麻薬を注射する女性及び障害を持つ女性は、より幅広い母集団の女性よりも高い割合の暴力を経験している<sup>20</sup>。

46. フィンランドでは、ジェンダーに基づく暴力の防止と対応は、国内の HIV 戦略に沿った性と生殖に関するプログラムの一部を形成している。バラグアイでは、女性省が、HIV 及びその他の性感染症をどのように予防するかのみならず、様々な形態の暴力に関するメッセージを含む危険のない、暴力のない生活を推進する国内キャンペーンを開始した。ペルーでは、ドメスティック・ヴァイオレンスと性暴力を禁止する国内プログラムが、HIV 感染者のための特別なケアの提供を女性緊急センターでの包括的ケアのための新しいガイドに統合した。このようなセンターは、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーに法的・心理的・社会的ケアを提供している。シエラレオネは、性暴力のサヴァイヴァーに暴露後の予防法を含め、HIV テストとカウンセリングを提供している。

47. 国連難民高等弁務官事務所は、地域社会レベルのみならず、人道保護と調整メカニズムへの HIV と性暴力・ジェンダーに基づく暴力の防止・治療・ケア・サポートの統合を強化した。UNFPA、国連ウィメン及び WHO は、HIV 感染を防止する暴露後の予防法の提供を含め、暴力のサヴァイヴァーへのサービスとケアの提供に関する保健ケア提供者のための臨床ハンドブックを開発した<sup>49</sup>。UNDP は、ブルンディ、スーダン及びトーゴにおいて、すべてひとつ屋根の下で、女性と女兒に包括的な、法的な、保健上の、心理社会的支援を提供する施設を通して、統合されたジェンダーに基づく暴力と保健サービスの提供を支援した。

## HIV 予防を推進するための女兒の教育を強化する

48. 女兒を教育することは、HIV の予防とケアの改善を通して命を救うことを証拠が示している。若い女性を教育することは、HIV がどのように感染するのかについての知識でエンパワーすることにより、HIV 感染の危険を減らす<sup>50</sup>。アフリカの 17 カ国とラテンアメリカの 4 カ国で、比較的高い教育を受けた女兒は、初めての性交渉を遅らせ、コンドームを利用する可能性がより高いことがわかった<sup>14</sup>。ボツワナでの調査で、中等教育の学年が上がる度に女兒の間の HIV 感染の危険が 12% 減ることがわかった<sup>51</sup>。南アフリカでの女兒の間の HIV 感染の危険を減らすための学校を基盤とした条件付きの現金給付に重点を置いた臨床試験からの新しい証拠は、かなりパートナーの数を減らし、無防備なセックスの回数を減らし、HIV テストの回数を増やしたことを報告している若い女性を含め、HIV の危険を伴う行為を減らすという点で、有望な結果を示している<sup>52</sup>。若い女性に提供された統合された社会保護パッケージ

<sup>46</sup> 世界の女性 2015: 傾向と統計(国連出版物、販売番号 E.15.XVII.8)。

<sup>47</sup> UNAIDS、世界報告書: 世界的エイズ流行に関する UNAIDS 報告書 2013(ジュネーヴ、2013 年)。

<sup>48</sup> Dick Durevall 及び Annika Lindskog、「サハラ以南アフリカ 10 カ国における親密なパートナーからの暴力と HIV: 人口調査と保健調査は何を騙っているのか?」、ランセット世界の保健、第 3 巻、第 1 号(2015 年 1 月)。

<sup>49</sup> WHO、「親密なパートナーからの暴力または性暴力を受けた女性のための保健ケア: 臨床ハンドブック」(ジュネーヴ、2014 年)。  
[http://qpps.who.int/iris/bitstream/10665/13601/1/WHO\\_RHR\\_14.26\\_eng.pdf?ua=1](http://qpps.who.int/iris/bitstream/10665/13601/1/WHO_RHR_14.26_eng.pdf?ua=1) より閲覧可能。

<sup>50</sup> ユネスコ、「教育が生活を変革する」(パリ、2013 年)。

<sup>51</sup> Jan-Walter De Neve 他、「ボツワナにおける中等教育の期間と HIV 感染の危険: 自然な実験からの証拠」、ランセット世界の保健、第 3 巻、第 8 号(2015 年 8 月)。

<sup>52</sup> Quaraiasha Abdool Karim 他、「農山漁村地域の南アフリカの中高校生における単純疱疹ウィルス 2(HSV-2)と HIV に関する条件付き現金奨励策のインパクト」及び Audrey Petifor 他、「南アフリカの若い女性のための HIV 感染を予防するための HIV 予防試験ネットワーク 068 条件付き現金給付: 無作為管理試験の結果」、HIV 病原ロンに関する第 8 回国際エイズ協会会議でのプレゼンテーション、カナダ、ヴァンクーヴァー、2015 年 7 月。

ジが、HIV の危険の高い行為を半減したことをさらなる証拠が示している<sup>53</sup>。これら取組は、現金給付プログラムが健全な行動上の成果をもたらすことができることを示している。そのようなプログラムは、女兒を学校に留め置き、HIV 予防に関して良好な結果を出すため有望な可能性を示してきた。しかし、維持されるインパクトを確保するためには、現金給付プログラムが、安全でない学校環境と子ども結婚、早期・強制結婚を含め、女兒が学校に留まることに対する重要な障害に対処するより幅広い部門横断的取組の一部である必要がある<sup>54</sup>。

49. マラウイは、両親がエイズで亡くなり、弟妹の世話をするために学校から落ちこぼれる孤児と女兒を含めた子どものための社会的現金給付プログラムについて報告した。このプログラムは、就学、生徒の引き止め、教育の修了の奨励に重点を置き、孤児及びその他の脆弱な子どもの 70%に届いてきた。ユネスコは、エチオピア、ナイジェリア、パキスタン、セネガル及びタンザニア連合共和国で、「女兒と女性の教育世界パートナーシップ」の一部として、中等教育レベルで女兒と女性の教育の質の改善に重点を置いた。WFP の学校給食プログラムは、コンゴ共和国、ガーナ、エチオピア、レソト、ミャンマー、スワジランド及びザンビアで女兒の間の通学を改善した。

### HIV を予防しそのインパクトを緩和するための経済的エンパワーメントの推進

50. 女性の男性への経済的依存と土地と生産資源への女性の不平等なアクセスは、取引のセックスまたは強制的セックスのために、HIV 感染に対するその脆弱性を高めることもある<sup>55</sup>。女性と女兒に掛かってくるケア労働の不相応な重荷が、教育・保健ケア・所得創出機会へのアクセスを制限することにより、その経済社会的に不利な立場を強化する<sup>56</sup>。アフリカでは、HIV とエイズのインパクトが、家庭内でケアを提供する女性への需要に影響を与えている<sup>57</sup>。経済的エンパワーメントと HIV 介入を繋げることは、女性と女兒の間の HIV 感染の危険と脆弱性の要因に対処することに関して有望な結果を示してきた。

51. リベリアとトーゴは、女性の経済的機会を増やし、HIV 感染に対するその脆弱性を減らすために、貸付を提供している。国際労働機関と UNAIDS は、南部アフリカ開発共同体とのパートナーシップで、マラウイ、モザンビーク、南アフリカ、タンザニア連合共和国、ザンビア及びジンバブエで、HIV 予防とジェンダー規範への対処に関連する努力と並んで経済的エンパワーメントを支援した。このプログラムは、事業技術を改善し、これが地域社会のメンバーの間で利益と貯蓄の増加という結果となった。これは、同輩教育も推進し、この同輩教育が HIV 予防に関する知識を改善した。このプログラムには、関連保健ケア・サービスへのリファーマル(照会・委託移送)も含まれた。これらイニシャティヴは、地域社会のメンバーが採用している HIV 感染の危険を減らす戦略という結果となった。

### HIV 感染者の間の汚名(烙印)と差別を撤廃する

52. 女性と女兒、特に HIV 感染の女性と女兒は、家庭、地域社会、職場及び保健ケアの場で、重複する形態の差別を経験する。「HIV 感染者汚名指数」は<sup>58</sup>、アジア太平洋地域で暮らす HIV 感染女性が、その地域で暮らす HIV 感染男性よりも、その HIV の状態のために、暴言や身体的暴力の標的になる可能性がより高いことを示している。性労働者と麻薬を注射する女性のような重要な母集団の女性を含めた女性と女兒が直面する HIV 関連の汚名と差別は、依然として HIV 予防、治療、ケア及びサポートの採用に対する最も重大で頻繁に引用される障害である。

<sup>53</sup> Lucie D. Cluver 他、「現金プラス・ケア：社会保護が、南アフリカの思春期の若者の間の HIV の危険度の高い行為を漸増的に緩和している」、エイズ、第 28 巻、補遺 3(2014 年)。

<sup>54</sup> Lori Heise 他、「HIV 予防のための現金給付：その可能性を探る」、国際エイズ協会ジャーナル、第 16 巻(2013 年)。

<sup>55</sup> Karen Hardee 他、「女性と女兒のために昨日的環境を強化する：HIV 不意欧における社会的・構造的取組における証拠は何か?」*国際エイズ協会ジャーナル*、第 17 巻(2014 年)。

<sup>56</sup> 国連ウィメン、世界の女性の進歩 2015-2016: 経済を変革し、権利を実現する(ニューヨーク、2015 年)。

<sup>57</sup> Naney Folbre、「アフリカに架けるケア経済：生計のための生産と無償のケア」、アフリカ経済ジャーナル、第 23 巻、補遺 1(2014 年)。

<sup>58</sup> 「HIV 感染者汚名指数」は、証拠を集め、HIV 感染者がどのように汚名と差別を経験するかに対する理解を深めるために HIV 感染者によってまたは彼らのために利用されるツールである。<http://www.stigmaindex.org> より閲覧可能。

53. シンガポールは、汚名と差別を減らすために、HIV感染者とその家族に特別な支援を提供し、ケアへのより良い引き止めを奨励した。UNAIDSは、アジアの保健ケアの場でHIVの悪影響を受けている女性の法的権利の侵害の分析を支援し、ラテンアメリカとカリブ海でも同様の努力を指導した<sup>59</sup>。この調査は、保健サービスを求める時にHIV感染女性が経験する差別、暴力、虐待に注意を引いた。

#### HIV対応に男性と男児を関わらせる

54. 男性と男児を関わらせることは、社会における女性と女兒の不平等な地位とそのHIVに対する脆弱性を永続化するジェンダー規範を変える基本である。ジェンダー不平等の討議に女性と女兒、男性と男児を関わらせる地域社会レベルの介入は、ジェンダー規範を変える際に効果的であった<sup>60</sup>。マラウイ、シエラレオネ、トーゴ及びウガンダは、HIVの状況で、女性の権利侵害に対処する努力を支援するために、男性と男児を関わらせたことについて報告した。マラウイでは、伝統的指導者が、婚姻の最低年齢を引き上げ、子ども結婚を撤廃する宣言に署名している。ウガンダでは、約50万人の文化的・宗教的指導者が、妊産婦保健を推進し、ジェンダーに基づく暴力とHIV感染を予防するその能力を高めた。女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金は、ジェンダーに基づく虐待を煽る文化的規範・地域社会規範に挑戦するために、女性、男性、伝統的指導者を関わらせるために、マラウイで、HIVとエイズ感染女性連合を支援した。12の地区の地域社会が、婚姻内レイプを犯罪化する法律を含め、より効果的な法律を提唱するために動員された<sup>50</sup>。

#### IV. 結論と勧告

55. HIVとエイズをなくすことは、変革的対応に基づく公衆衛生の絶対命令である。エイズと闘う際に明確な進歩が遂げられてきた。世界は、「ミレニアム開発目標6」のエイズ関連のターゲットを達成してきた。この疫病は止められ、逆転されている。2000年には、70万名未満の人々が抗レトロウィルス薬を受けており、今日では、約1,500万人がそのような治療にアクセスしており、これは歴史上最も重要な治療目標の一つが達成されたことを意味している。UNAIDSが報告したように、過去15年で、HIV感染は35%減り、2004年のピーク時以来、エイズ関連の死亡は、42%減少した。多くの国々も、HIVに感染した妊婦のより広い抗レトロウィルス治療のカヴァレッジを確保し、性と生殖に関する健康サービスとの統合の強化を通して、母子感染をなくすためにたくましい進歩を遂げた。加盟国と国連機関は、HIVの対応において、女性と女兒のニーズに応えることに向けて重要な進歩を遂げてきた。HIVに関する国内戦略計画にはジェンダー平等の優先が前よりも強く表れており、政策策定と意思決定の場でも女性の参画が増えた。

56. 進歩にもかかわらず、思春期の女の子の間のHIV新規感染の数が増えている。思春期の女の子は、エイズ関連の死亡が増えている唯一のグループであり、サハラ以南アフリカでは、エイズは思春期の女の子の間の筆頭の死亡原因である。HIVとエイズの対応におけるギャップが依然として残っており、既存の進歩を損ない逆転させる恐れがある。ジェンダーに基づく暴力、汚名、差別に対するゼロ・トレランスは、女性の性と生殖に関する健康ニーズと権利に応えることと相俟って、HIV・保健・より幅広い開発政策とプログラムに完全に統合され、資金提供されなければならない。「持続可能な開発目標」の採択は、2030年までにエイズという疫病をなくすというターゲットを持って、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するための枠組を提供している。2016年から2020年までの新しいUNAIDSの戦略と2016年から2030年までのWHOの女性・子ども・思春期の若者の保健のための世界戦略の採択は、HIVの状況で、女性と女兒の権利を明確に強調し、「持続可能な開発2030アジェンダ」を達成するための重要なガイドラインを提供している。ジェンダー不平等をなくし、すべての女性と女兒をエンパワーすることは、2030年までにエイズという疫病をなくす基本である。

<sup>59</sup> UNAIDS、「業績監視報告ハイライト」、UNAIDSのプログラム調整理事会の第36回会議のために準備された文書、ジュネーブ、2015年6月30日-7月2日(2015年)。

<sup>60</sup> Tanya Abramsky 他、「SASA!調査からの結果: ウガンダ、カンパラでの女性に対する暴力を防止し、HIVの危険を減らす地域社会動員介入のインパクトを評価するためのクラスター無作為管理試験」BioMed Central Medicine、第12巻、第122号(2014年7月31日)。

57. 委員会は、以下を加盟国に奨励したいと思ってもよからう:

(a)差別法を改正し、社会における女性と女兒の不平等な地位を永続化し、HIV 感染の危険を悪化させるジェンダー規範と固定観念を撤廃するために活動することにより、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに関する世界的な規範的枠組みに国内の法的・政策的枠組みを沿うようにすること。

(b)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対するコミットメントのすべての HIV と保健に関する国内計画並びに開発戦略、事業計画、監視・評価メカニズム及び予算への統合を強化すること。

(c)HIV 感染の危険を減らし、そのインパクトを緩和するために、女性の社会的・政治的・経済的エンパワーメントのための機能的環境を推進する戦略を実施すること。

(d)HIV 感染の危険を減らし、HIV に感染している若い女性と女兒を支援するために、若い女性と女兒の特別な脆弱性に対処する証拠に基づく取組を拡大すること。

(e)包括的な性教育を含め、HIV に関する知識と情報の普及を改善する努力を強化すること。

(f)性と生殖に関する健康サービス及びジェンダーに基づく暴力と財産権と相続権を含めた女性の権利侵害に対処する法的サービスのみならず、より幅広い保健サービス内の協働的 HIV/結核活動を含め、より幅広い保健サービス内で HIV に対処するサービスの統合を強化すること。

(g)重要な母集団を含め、女性と女兒の間の HIV 感染の危険に否定的インパクトを与え、これを高めているジェンダー規範を変革する介入を行うこと。

(h)あらゆる多様性を持った女性と女兒のための HIV 予防、治療、ケア、サポート・サービスへのアクセスを拡大すること。

(i)あらゆる多様性を持った女性と女兒に対する汚名と差別を撤廃し、人権侵害が予防、治療、ケア及びサポート・サービスへのアクセスを改善するために対処されることを保障すること。

(j)HIV 政策調整と意思決定メカニズムへの積極的参加者として、団体とネットワークの資金調達を通して、HIV 感染女性のリーダーシップを支援すること。

58. 委員会は、国連システムとその他の国際行為者に以下を奨励したいと思ってもよからう:

(a)HIV 対応におけるジェンダー平等への投資を記録するために、機関にわたる HIV 対応におけるジェンダー平等と優先事項及び女性と女兒のニーズに対処するための配分と支出を追跡すること。

(b)性別・年齢別・重要な母集団別のデータを収集し、分析し、利用する国の能力を支援し、プログラム形成と政策に女性と女兒の優先事項を正確に反映するために、ジェンダーの点でのデータの分析のための能力を改善すること。

(c)あらゆる多様性を持つ女性と女兒のための予防、ケア、サポート・サービスを規模拡大する国内努力を推進すること。

(d)女性が開始した HIV 予防技術を含み、知識、スキル及び HIV 感染から身を守るこれら選択肢を利用する力で女性をエンパワーする取組を推進する安全で効果的で包括的な技術と取り組みの利用可能性と料金の手頃さ及びアクセスを改善への投資を優先すること。

(e)努力が平等、非差別、機密性及び情報を得た同意の人権原則に導かれることを保障し、治療にアクセスする際に女性と女兒が直面するジェンダー関連の障害を明らかにし、それ相当に対応すること。

(f)複数年にわたる資金提供、組織の開発、同盟の構築及び参画を推進するための支持層の動員を通して、HIV 感染女性のネットワークと団体に対する支援を強化し、HIV への対応に関わっている重要な行為者として、そのリーダーシップを拡大すること。

(g)相乗作用をよりよく強化し女性と女兒のために最大のインパクトを達成するために、教育、社会保護、雇用、食糧の安全保障、人権と法律の施行及び司法を含め、その他の開発セクターとの HIV サービスのさらなる統合を確保すること。

\*\*\*\*\*

(紙谷 雅子・房野 桂 訳)

## 婦人の地位委員会の今後の会期のための優先テーマの提案 (E/CN.6/2016/10)

### 事務総長報告書

#### 概要

経済社会理事会決議 2013/18 に従って準備された本報告書は、婦人の地位委員会の今後の優先テーマと見直しテーマの提案を行うものである。

#### I. 序論

1. 経済社会理事会は、その決議 2013/18 で、委員会の今後の会期の優先テーマに関する提案を含む報告書を第 60 回婦人の地位委員会に提出するよう事務総長に要請した。本報告書は、その要請に応じて提出されるものである。1987 年以来、委員会は、複数年にわたる作業計画を利用してきた。1995 年の「北京宣言と行動綱領」の採択以来、総会決議 50/203 に従って、複数年にわたる作業計画は、1997 年から 2000 年、2002 年から 2006 年、2007 年から 2009 年の期間をカバーしてきた。2009 年に、優先テーマと見直しテーマが、2010 年から 2014 年までの期間のために決定され、2013 年には、2016 年のテーマが決定された。決議 2013/18 で、委員会は、2016 年の第 60 回会期で、今後の複数年にわたる作業計画を決定するようにも要請された。
2. 委員会は、あらゆるレベルで「北京宣言と行動綱領」の実施において達成した進歩と遭遇した問題を監視し、見直し、評価する際に中心的役割を果たしている。経済社会理事会は、その決議 2015/6 の中で、委員会がジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を促進するために、ポスト 2015 年の開発アジェンダ、つまり、最近採択された「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップにも貢献するであろうことを確認した。
3. 同決議の中で、経済社会理事会も、その作業にテーマ別取組を継続して適用し、準備のために予見性と適切な時間を認めるために、複数年にわたる作業計画を採択するよう委員会に要請した。理事会は、相乗作用を築き、理事会システムの作業と持続可能な開発に関する高官政治フォーラムに貢献するように、その優先テーマを選ぶ際に、「北京行動綱領」と第 23 回特別総会成果に加えて、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のみならず、理事会の作業計画を考慮に入れるよう委員会に求めた。さらに、理事会は、各会期毎に、委員会がその見直しテーマとして以前の会期からの優先テーマに関する合意結論の実施における進歩を評価することを決定した。

4. 優先テーマの選考は、委員会が、現在の傾向と発展に効果的に対応するようにジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの推進に勢いをつけることができるようにしている。委員会が、2016年に続く年月にこの任務と取り組む時、今後の行事の成果のみならず、最近の主要なプロセスの成果は、「北京行動綱領」の実施における進歩の20年後の見直しの結果及びその完全かつ効果的で促進された実施の必要性に効果的につながっているべきである。さらなるインパクトのために、この関連性と相乗作用は、委員会の今後の優先テーマの選考を特徴づけるべきである。さらに、「持続可能な開発2030アジェンダ」の実施を支援して、国連システムにおけるジェンダー主流化を保障する際に、委員会には触媒的役割がある。優先テーマの選考は、委員会がジェンダーの視点から他の政府間プロセスへのトピックのインプットを通してこの役割を行使する効果的手段ともなることができる。優先テーマの選考は、「2030アジェンダ」のフォローアップと実施にも貢献できる。

5. 一つの重要なこれからの行事は、2016年10月17日から20日までクィートウで行われる国連居住と持続可能な都会開発会議(ハビタットIII)である。持続可能な都会化への世界的コミットメントを再活性化することを目的とするこの「会議」は、「新都会アジェンダ」の実施に重点を置き、新たにされた持続可能な都会開発に対する政治的コミットメントを確保し、業績を評価し、貧困に対処し、新たに出現しつつある課題を明らかにして対処することを目的とする。2016年5月23日と24日にトルコのイスタンブールで開催されることになっている世界人道首脳会合は、事務総長の行動への世界的呼びかけである。その目標の中でも、この「首脳会合」は、国々と地域社会が、危機に対してより良く準備し、対応し、ショックに対してより強靱になり、世界中で命を救う手助けができる革新と好事例を分かち合い、悪影響を受けた人々を人道行動の中心に据え、苦しみを緩和できるようにすることを目的とする一連の具体的行動とコミットメントを開始することを目的とする。両会議で、女性の役割と働きが重要なテーマとなる。

6. 2014年9月22日と23日に開催された先住民族世界会議として知られる総会の本会議で、総会は、今後の会期で先住民族女性のエンパワーメントの問題を検討するために委員会を招いた(総会決議69/2、パラ19)。2016年の経済社会理事会のテーマは、「ポスト2015年の開発アジェンダの実施: 公約から現実へ」である。2017年以降の理事会のテーマは、まだ決まっていない。「持続可能な開発アジェンダ」を採択した決議の中で、総会は、年次テーマの選考と高官政治フォーラムのための定期的なテーマ別の見直しのための選択肢に関するガイダンスを含め、第70回会期で検討するための報告書を準備するよう事務総長に要請した(総会決議70/1、パラ90)。

## II. 優先テーマ: 2017年~2019年

7. 第60回委員会は、2017年から2019年の複数年にわたる作業計画を採択したいと思ってもよからう。3年間の優先テーマの提案は、下に概説される。

8. 2017年に、委員会は、その優先テーマとして「変化する仕事の世界でのジェンダー平等と女性のエンパワーメント」を検討したいと思ってもよからう。「北京行動綱領」は、女性と貧困及び女性と経済に広く注意を払い、女性の経済的権利と自立の推進を要請した。「持続可能な開発目標8」である「万人のための維持される、包摂的で、持続可能な経済成長、完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークを推進する」には、すべての女性と男性のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークに関するターゲットが含まれており、若い人々、障害者及び移動労働者、特に女性移動者の労働権に対処している。ターゲット5.4は、無償のケア労働と家事労働の承認と価値に重点を置いている。このように、「北京行動綱領」と「持続可能な開発目標」との間には強力な相乗作用がある。変化する仕事の世界に対処することは、経済成長と開発、雇用とディーセント・ワークから環境的持続可能性に至るまで、様々な問題をまとめる機会となるであろう。

9. 働く権利は、基本的人権である。国際人権枠組みは、労働基準、特に「差別(雇用と職業)条約」(ILO条約第111号)、「平等な報酬条約」(ILO条約第100号)、「家庭責任を有する労働者条約」(ILO条約第



156号)、「母性保護条約」(ILO条約第183号)及び「家事労働者条約」(ILO条約第189号)を含めた国際労働機関(ILO)の条約によって補われている。

10. 女性の仕事の経験は、無償のケア労働から様々なレベルの正規の有償雇用にまで亘る。女性の労働市場への参画は近年増加してきているが、女性は、社会保護がほとんどまたは全くない非正規の不安定な脆弱な仕事に継続してあまりにも数が多い。この型の仕事では、女性は男性が圧倒的に多い仕事の領域よりも給料が少ない傾向にある。すべての地域で、女性は地域社会と経済を支える無償のケア労働を行うことに男性よりも多くの時間を費やしている。有償と無償の労働を合わせると、女性の平均総労働時間は、データが利用できる国々の87%で、男性の労働時間よりも長い。さらに、女性のための機会の範囲は、市場へのアクセスに悪影響を及ぼす広がったジェンダー固定観念と社会規範によって依然として誓約されている。

11. ILOの出版物*世界の雇用と社会的概観---傾向2015*に説明されているように、仕事の世界は、女性も男性も、すべての労働者にとって劇的に変化している。世界的に、労働者の4分の3は、自己勘定取引または無償の家業の下でしばしば何の契約もない非正規の職で、臨時または短期契約で雇用されている。増加する不平等と貧困の状況で、労働者は、増加する所得の不安定に直面している。

12. 世界の供給網といわゆるグリーン経済は、ますますいたるところで仕事と雇用機会に影響を及ぼし、その女性に与えるインパクトは、政策対応が対象を絞って開発できるように、よりよく理解される必要がある。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは経済成長を達成するために極めて重要であることが認められているが、経済成長は必ずしもより良い、より多く職に繋がるわけではなく、女性にとってのさらなる平等につながるわけでもないことが認められている。

13. こういった傾向と現在の発展は、女性のディーセント・ワークへのアクセスを改善するための経済的・社会的・環境的政策の調査を要請している。移動女性、農山漁村地域の女性、女性起業家及び女性の家事労働者のような女性グループのための変化する仕事の世界において、制約と機会のより詳細な分析が、不平等と対象を絞った政策対応を前面に出すために特に時宜を得たものとなる。「誰も取り残さない」という目標には、最も取り残されている女性と女兒の状況への注意を必要とする。

14. 2018年に、委員会は、その優先テーマとして、「女性と女兒のための実体的平等を達成するジェンダーに対応した社会保護制度」を検討したいと思ってもよかろう。「北京行動綱領」は、社会保護制度の必要性とこれへのアクセスにある程度の注意を払っている。「持続可能な開発目標1」のターゲット1.3は、下限を含め、万人のための国内的に適切な社会保護制度と措置を要請している。「目標5」のターゲット5.4は、無償のケア労働と家事労働と社会保護政策の間を関連づけている。「目標10」のターゲット10.4は、漸進的にジェンダー平等を達成する手段として、社会保護政策を要請している。社会保護に関連する「行動綱領」の実施は、「持続可能な開発2030アジェンダ」の実施との強い関連性を通して促進できよう。2018年に社会保護制度に対処することは、委員会が変化する仕事の世界の評価からの洞察と政策勧告に基づき、その雇用と仕事の状態にかかわらずすべての女性のために社会保護への権利をいかに現実のものにするかに関して助言を提供することができるようにするであろう。

15. 国内社会保護システムへの世界政策の注意は、「北京行動綱領」の採択以来かなり高まってきた。一つの主要な発展は、4つの基本的保証<sup>61</sup>にコミットするよう国々に要請し、社会保護が、ジェンダー平等の達成にとっての重要なツールであることを認めている2012年のILO勧告第202号の採択であった。同時に、社会保護をどのようにジェンダーに対応したものにするかに関する世界の政策ガイダンスは、依然として限られている。あまりにもしばしば、社会保護へのジェンダー平等の配慮の統合は不均衡であり、女性が直面する特別な危険と制約は対処されていない。これは、例えば、女性に重くのしかかり、あからさまな年金のジェンダー・ギャップという結果となりその結果、老齢期の女性の貧困の危

<sup>61</sup> これらは、(a)利用可能性、アクセス可能性、受容可能性及び質という基準に応える、妊産婦ケアを含めた企保ワンの保健ケアを構成する国内的に定義された一連の財とサービスへのアクセス、(b)栄養、教育、ケア及びその他の必要な財とサービスを提供して、少なくとも国内的に定義された最低レベルでの子どものための基本的所得保障、(c)特に病気、失業、妊娠及び障害の場合に、十分な所得を稼ぐことができない活動年齢の人々のための少なくとも国内的に定義された最低レベルの基本的所得保障、(d)高齢者のための少なくとも国内的に定義された最低レベルの基本的所得保障である。

険を高める拠出制の年金計画の立案、教育、雇用、政治参画及びその他の活動を追求する女性の能力にとって特に重要なケア・サービス及びその他の社会サービスとインフラが比較的無視されていることに明らかである。

16. 「北京行動綱領」の20年後の見直しの結果、ジェンダーの視点から社会保護においてまじりあった傾向がわかった。最近、社会支出が削減されている加盟国もあるが、経済危機、食糧の不安定、気候変動、人口学的高齢化及び家族と家庭構造の変化の貧困を誘引する影響を緩和するために、社会保護努力を展開し、規模拡大させたところもある。職業訓練、育児サービスのような機能的政策に加えて、多くの国々は、子ども給付、条件付きの現金給付、拠出金なしの老齢年金並びに教育、保健、住居のための様々な助成金を含め、生涯を通じた女性の貧困の危険を減らすことのできる保護政策を実施してきた。

17. 社会保護の役割への世界的注意が高まっていることを仮定して、委員会は、「北京行動綱領」の20年後の見直しの結果に基づいて、経済開発の異なった程度と変化する経済的・社会的・環境的状况に注意して、国内社会保護システムを女性が実体的平等を達成するために役立つものにするに関する専門家の政策ガイダンスを開発することができよう。子ども・家族給付、年金、公共事業計画、保健サービスと上下水道施設及びエネルギー・サービスを含め、特別社会保護プログラムの立案と実施に、ジェンダー平等を効果的に統合するための政策措置とプログラムの開発を促進するために、給付とサービスのような異なった社会保護の構成要素がジェンダー平等に与えるインパクトが、さらに調査される必要がある。普遍的な社会保護対象を絞った社会保護、社会的説明責任メカニズム及び社会保護制度の資金調達、女性と女兒のためにより良い結果を得るために、調査される必要がある。

18. 2019年に、委員会は、その優先テーマとして、「ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための持続可能なインフラ」を検討したいと思ってもよからう。「北京行動綱領」は、水と衛生施設、エネルギー、輸送及び道路建設のような経済インフラへの公共投資を要請し、農山漁村及び都会地域の環境的に健全で持続可能なインフラ開発の立案と実施にジェンダーの視点を統合するよう各国政府に要請するいくつかの政策勧告において、女性のエンパワーメントのための経済・社会インフラの関連性を強調している。

19. 「持続可能な開発目標」の中には、インフラ問題に対処しているものもある。つまり、「目標9」には、経済開発と人間の福利を支援する持続可能で強靱なインフラへの重点が含まれており、「目標5」のターゲット5.4には、無償のケア労働と家事労働を認め、評価する必要性に対処する際の重要な要素としてのインフラが含まれており、万人のための上下水道施設に関する「目標6」は、女性と女兒のニーズを認めており、「目標7」のターゲットbは、現代的で持続可能なエネルギー・サービスを適用するための拡大されたインフラを要請しており、「目標11」のターゲット11.2は、女性及びその他のグループのニーズに特別な注意を払って、万人のための持続可能な輸送システムへのアクセスを要請している。

20. 質の高いインフラ、特に上下水道施設、エネルギーと輸送への女性のアクセスは、女性の貧困を根絶する基本であり、そのようなアクセスは、その人権の完全実現に寄与することであろう。農山漁村と都会地域での有償・無償の女性の仕事量は、市場、天然資源管理へのアクセス、水と燃料を集める必要性の点で、女性と男性との間の分業を考慮に入れていないインフラの企画と開発によってしばしば悪影響を受けている。農山漁村及び不利な条件の地域で暮らしている女性は、さらなる課題に直面している。不適切なインフラは、特に経済危機、環境悪化及び自然災害の状況では女性の無償労働をさらに増やすこともある。

21. 「行動綱領」の実施の20年後の見直しが説明しているように、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを明確な問題にするマクロ経済・社会政策は、持続可能で強靱なインフラへの投資に資金調達する資金の増額に重点を置くことを奨励する。上下水道施設、安全な輸送と持続可能なエネルギーへの投資は、女性の無償労働の削減に寄与し、市場とディーセント・ワークへのアクセスを強化し、様々な活動を行う際にその移動性を高めることができる。

22. ジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成という全体的目標を持って、社会的・経済的・環境的配慮をまとめて、委員会は、統合的に持続可能なインフラの役割を検討できよう。インフラ---上下水道施設、エネルギーと輸送---の立案と投資が、特に距離、安全性、質及び料金の手頃さのような配慮に関してジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた進歩を可能にしたり妨げることができる様態をさらに理解する必要がある。インフラ開発プロセスへの参加の程度及び透明性の調査は、包摂的で持続可能な結果の達成にとっても重要であろう。様々な筋からのインフラへの投資は、不平等を減らし、貧困を根絶するために、それらが普遍的アクセスを保障し、最も周縁化されたグループを含めたすべての女性と女兒に届くことを保障するように、調査される必要がある。

### III. 2017年から2019年までの見直しテーマ

23. 第60回委員会は、2017年から2019年までの見直しテーマも決定したいと思ってもよからう。3年間の見直しテーマの提案は、以下に概説される。

24. 作業方法に従って、会期毎に、委員会は、データの強化された収集、報告、分析におけるデータ格差と課題に対処することを通して、任意での、学んだ教訓、課題と好事例及び促進された実施を支援し達成する方法についての加盟国代表のプレゼンテーションより成る意見交換対話を通して、見直しテーマとして以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進歩を評価するであろう。

25. 2017年から2019年まで、委員会は、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績に関する2014年の第58回会期からの合意結論、「女性のエンパワーメントとその持続可能な開発への関連性」に関する2016年の第60回会期からの合意結論の実施を評価する機会を持つであろう。2015年の第59回会期で、「北京行動綱領」実施の20年後の見直しと評価に当たって、委員会は、「政治宣言」を採択した。これは、2セットの合意結論が2017年から2019年までの3年間に見直されるかも知れないことを意味する。

26. 実施のために十分な時間が取れるように、委員会は、2019年に第60回委員会の合意結論の実施を見直すことを検討したいと思ってもよからう。

27. 2014年に第58回会期で採択された合意結論は、「ミレニアム開発目標」のそれぞれに関して女性と女兒の状況を評価し、「ミレニアム開発目標」で適切に対処されていないジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連する重要な問題、及び女性と女兒のための「目標」の達成を妨げてきた要因に対処している点で、主要な貢献をした。委員会は、5つの領域での各国政府とその他の利害関係者による行動を要請した。それ以来、「持続可能な開発目標」は、「ジェンダー平等を推進し、女性をエンパワーする」という「ミレニアム開発目標3」に代わり、これを拡大している「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーする」という「目標5」を含め、「持続可能な開発目標」が採択されてきた。

28. 従って、委員会は、2017年の見直しテーマとして、「持続可能な開発目標5」の実施における進歩を評価することを検討できよう。そのような評価は、第57回会期の合意結論で明らかにされた学んだ教訓に基づくが、「目標5」とそのターゲットに特別な重点を置くことができよう。委員会によるそのような見直しは、「持続可能な開発2030アジェンダ」の実施のフォローアップと見直しに寄与するであろう。

29. さらに、委員会は、2018年の見直しテーマとして、全「持続可能な開発2030アジェンダ」の実施におけるジェンダーの視点から見た進歩を評価し、それによって「2030アジェンダ」のフォローアップにさらに寄与することを検討できよう。そのような見直しは、女性と女兒及び政治的・経済的・公的生活における意思決定への女性の完全かつ効果的な参画とリーダーシップに関する「アジェンダ」のインパクトに洞察力を提供することもできよう。

30. 2017年にも2018年にも、見直しの形式は、委員会の作業方法に従うであろう。見直しは、国内レベルでの見直しのテーマに関して遂げられた進歩に関する事務総長による報告書によっても支えられ

るであろう。見直しテーマに関する討論の成果は、委員会の作業方法によって概説されている通り、委員会議長による概要という形式になるであろう。

#### IV. 概要: 2017 年から 2019 年までの優先テーマと見直しテーマの提案

31. 第 61 回・62 回・63 回委員会の提案されている優先テーマと見直しテーマを以下に述べる:

(a) 第 61 回会期(2017 年)

- ・優先テーマ: 変化する仕事の世界での女性の権利とエンパワーメント
- ・見直しテーマ: 「持続可能な開発目標 5」、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児をエンパワーする」

(b) 第 62 回会期(2018 年)

- ・優先テーマ: 女性と女児のための実体的平等を達成するためのジェンダーに対応した社会保護制度
- ・見直しテーマ: 女性と女児のための「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施における進歩

(c) 第 63 回会期(2019 年)

- ・優先テーマ: ジェンダー平等と女性と女児のための持続可能なインフラ
- ・見直しテーマ: 女性のエンパワーメントとその持続可能な開発への関連性(第 60 回会期の合意結論)

#### V. 2020 年の重点

32. 第 60 回会期で複数年にわたる作業計画を決定する時、委員会は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの促進された実現のために、2020 年という年をどのように最もうまく利用できるかを検討したいとも思ってよかろう。「政治宣言」の中で、加盟国は、それぞれの見直しサイクルで具体的成果を達成するために、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的实施を促進するために、2015 年以降のすべての機会とプロセスを利用し、2030 年までにジェンダー平等と女性のエンパワーメントの完全実現のために努力することを公約した。

33. 加盟国は、「北京宣言と行動綱領」の実施の 4 つの包括的な見直しと評価を行ってきた(2000 年、2005 年、2010 年、2015 年)。2000 年に特別総会という形で行われた 5 年後の見直しである第一回の見直しは、「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領」を実施するためのさらなる行動とイニシアティブの採択という結果となった。続く 3 つの見直しは、2005(E/2005/27)年と 2010(e/2010/27)年と 2015(E/2015/27)年に委員会によって行われた。2005 年と 2010 年の 10 年後と 15 年後の見直しで、委員会は宣言を採択し、2015 年の 20 年後の見直しでは、「政治宣言」を採択した。これら世界的見直しのそれぞれが、国内及び地域の見直し後に行われ、これらの成果は、国内の実施の傾向と今後の行動のための優先事項を明らかにして、委員会に提出された事務総長報告書(E/CN.6/2000/2、E/CN.6/2005/2 及び Corr. E/CN.6/1010/2-E/2010/4 及び E/CN.6/2015/3 を参照)に合成され、反映された。

34. 委員会は、見直しを行い、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント達成とその人権の実現のための新しいイニシアティブを検討するために、すべての利害関係者を集めることを含め、2020 年の第 4 回世界女性会議の 25 周年に当たって、最大のインパクトを与える最も効果的な形式と成果に関する選択肢を検討したいとも思ってよかろう。

35. 国連での最近の高官行事に基づいて、そのような選択肢には、国家と政府の長のレベルでのサミット、高官の閣僚級の参加のみならず国家と政府の長を含めた世界または国際会議、総会の特別会期、または参加に国家と政府の長を含めた高官フォーラムを含めることができよう。短い政治宣言のようなイベントからの成果、または 2030 年までにジェンダー平等と女性のエンパワーメントの完全実現を

促進するためのより包括的成果のための択肢もあろう。「持続可能な開発目標」との関連性とこれに向けて遂げられた進歩に重点を置いた「北京行動綱領」の実施の委員会自身による見直しも可能であろう。

## 付録: 婦人の地位委員会によって検討された優先テーマと見直しテーマ: 2006年から2015年

### 第50回会期(2006年):

(2つのテーマ)

- ・開発への女性の参画の強化: 特に教育、保健及び仕事の分野を考慮に入れてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するための機能的環境
- ・あらゆるレベルの意思決定プロセスへの女性と男性の平等な参画

### 第51回会期(2007年)

- ・優先テーマ: 女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃
- ・見直しテーマ: ジェンダー平等達成における男性と男児の役割

### 第52回会期(2008年)

- ・優先テーマ: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達
- ・見直しテーマ: 紛争防止、管理と紛争解決及び紛争後の平和構築への女性の平等な参画

### 第53回会期(2009年)

- ・優先テーマ: HIV/エイズの状況でのケア提供を含め、女性と男性との間の責任の平等な共有
- ・見直しテーマ: あらゆるレベルの意思決定プロセスへの女性と男性の平等な参画

### 第54回会期(2010年)

- ・「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の実施の15年後の見直し

### 第55回会期(2011年)

- ・優先テーマ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育、訓練、科学及び技術への女性と女兒のアクセスと参画
- ・見直しテーマ: 女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃

### 第56回会期(2012年)

- ・優先テーマ: 農山漁村女性のエンパワーメントと貧困と飢餓の根絶、開発及び現在の課題におけるその役割
- ・見直しテーマ: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達

### 第57回会期(2013年)

- ・優先テーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止
- ・見直しテーマ: HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性との間の責任の平等な共有

### 第58回会期(2014年)

- ・優先テーマ: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績
- ・見直しテーマ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育、訓練、科学及び技術への女性と女兒のアクセスと参画

#### 第 59 回会期(2015 年)

- ・「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の 20 年後の見直しと評価

#### 第 60 回会期(2016 年)

- ・優先テーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性
- ・見直しテーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止

\*\*\*\*\*

(房野 桂 訳)

## 婦人の地位委員会議長に宛てた経済社会理事会議長からの 2015 年 12 月 8 日付の書簡(E/CN.6/2016/11)

7 月に経済社会理事会の 2015 年会期で採択された決議と決定のいくつかを含む下記の表にご注意いただきたいと存じます(付録をご参照ください)。

閣僚宣言に加えて、総計 35 の決議と 61 の決定がこの会期で採択されました。表は、昨日委員会に関連するものを反映するために準備されたものであります。

この表が、検討と行動(もし必要ならば)のために貴機能委員会のご注意を引くことができれば幸甚に存じ、この点での継続するご支援と協働に感謝申し上げます。

(署名) Oh Joon

付録: 関連国連機関による行動を要請して、2015 年の会期で経済社会理事会によって採択された決議と決定

婦人の地位委員会によるフォローアップが必要な決議と決定

決議/決定番号	タイトル
2015/6	婦人の地位委員会の今後の組織と作業方法
2015/13	パレスチナ女性の状況と支援
2015/218	第 59 回婦人の地位委員会報告書と第 60 回委員会のため暫定アジェンダと文書

機能委員会による行動を要請する決議

決議番号	タイトル
2015/12	国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化

2015/35	2011年から2020年までの10年間の後発開発途上国の行動計画
---------	----------------------------------

**国連システムのすべての関連国連機関による行動を要請する決議**

決議番号	タイトル
2015/2	国連エイズ合同計画
2015/3	アフリカ開発新パートナーシップの社会的側面
2015/4	障害者の権利の推進とポスト 2015 年の開発アジェンダにおける障害者の主流化の強化
2015/5	2002 年マドリッド高齢者問題国際行動計画の第 3 回見直しと評価のためのモダリティ
2015/7	危険物の輸送と化学物質の分類と名称の世界的に調和したシステムに関する専門家委員会の作業
2015/8	非感染症の予防と管理に関する国連機関間タスク・フォース
2015/9	イタリア、チューリンの国連システム・スタッフ大学
2015/12	国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化
2015/14	国連緊急人道支援の調整の強化
2015.15	国連システムの開発事業活動の 4 年に 1 度の包括的政策見直しに関する総会決議 66/226 の実施における進歩
2015/16	国連に関連する専門機関と国際機関による非自治領への支援
2015/18	ハイティに関する特別諮問グループ
2015/25	2016 年開催予定の世界麻薬問題に関する特別総会
2015/26	情報社会世界首脳会合の成果の実施とフォローアップにおいて遂げられた進歩の評価
2915/35	2011 年から 2020 年までの 10 年間の後発開発途上国のための行動計画

\*\*\*\*\*

(房野 桂 訳)

## 経済社会理事会の作業への婦人の地位委員会の貢献 (E/CN.6/2016/12)

### 事務局メモ

1. 経済社会理事会の強化に関する総会決議 61/16 の実施の見直しに関する総会決議 68/1 の中で、総会は、理事会の補助機関の意味合いに関する変更を導入した。決議のその他の規定の中でも、総会は、2014 年から、一年を通して年次テーマの採択と理事会のセグメントをたが違いに配列することを通して国連システムに理事会が提供することになる実体的リーダーシップを説明した。この決議の採択で、総会は、補助機関が理事会を強化するより幅広いプロセスの状況で、独自の作業を進める機会と期待を生み出した。本メモは、2016 年の理事会の作業への婦人の地位委員会の貢献として役立つために、委員会の作業の概要を提供するものである。
2. 委員会の作業の今後の組織と方法に関する決議 2015/6 で、理事会は、作業に貢献するために、理事会の合意された主要テーマのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連する側面に関して委員会が報告することを決定した。委員会は、その作業に対するテーマ別取組を継続して適用し、複数年にわたる作業計画を採択するよう要請された。その優先テーマを選ぶ際に、委員会は、相乗作用を築き、理事会のシステムと持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの作業に貢献するために、「北京行動綱領」と第 23 回特別総会の成果に加えて、ポスト 2015 年の持続可能な開発のみならず、理事会の作業計画を考慮に入れるべきである。
3. 理事会の 2016 年会期のテーマは、「ポスト 2015 年の開発アジェンダ：コミットメントから結果へ」である。2016 年 7 月に開催される理事会の高官セグメントは、とりわけ「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の採択以来初めて開かれる持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの 3 日間の閣僚会議という構成要素からなる。

4. 第 60 回委員会は、その優先テーマとして、「女性のエンパワーメントとその持続可能な開発への関連性」を検討する。委員会が、実施に重点を置くことが予想され、このようにして理事会の 2016 年のテーマに沿い、理事会の審議に直接的に貢献するであろう。その優先テーマの委員会の検討は、優先テーマに関する合意結論と閣僚ラウンド・テーブルと意見交換専門家パネルの議長概要が含まれることが期待されている。この成果は、触媒的役割を持ち、会期のテーマに関する審議と成果にジェンダーの視点を統合する際に理事会を支援できる。優先テーマに関する事務総長の報告書(E/CN.6/2016/3)も、理事会の討議を支援できる。

\*\*\*\*\*

(房野 桂 訳)

## 第 61 回・62 回女子差別撤廃委員会の結果(E/CN.6/2016/13)

### 事務局メモ

#### 概要

本メモは、採択された決定を含め、2015 年 7 月 6 日から 24 日までと 2015 年 10 月 26 日から 11 月 20 日までジュネーブで開催された第 61 回・62 回女子差別撤廃委員会の結果を反映するものである。2015 年 2 月 16 日から 3 月 6 日までジュネーブで開催された第 60 回委員会に関する情報は、総会への委員会報告書(A/70/38、第 III 部)に見られる。

#### I. 序論

1. 総会は、その決議 47/94 の中で、女子差別撤廃委員会の会期は、可能な時はいつでも、婦人の地位委員会への情報のために、それら会期の結果の時宜を得た伝達ができるように計画されるべきであることを勧告した。
2. 委員会は、それぞれ、2015 年 7 月 6 日から 24 日までと 2015 年 10 月 26 日から 11 月 20 日まで、第 61 回・62 回会期を開催した。第 61 回委員会は、司法への女性のアクセスに関する一般勧告第 33 号(CEDAW/C/GC/33)を採択した。女子差別撤廃委員会/ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)作業部会に、委員会が UN ウィメンと協力してジェンダー平等に関する「持続可能な開発目標」の 5.1 の提案されている指標のフォローアップと見直しに関わる可能性を探求し、作業部会を女子差別撤廃委員会/国連ウィメン/持続可能な開発目標作業部会と名称変更するマンデートを与えることも決定した。第 62 回会期の初めての 4 週間にわたる会期で、委員会は、難民危機と女性と女兒の保護に関するステートメントを採択した。委員会は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議第 1325 号(2000 年)の採択 15 周年を記念して、スイス連邦外務省及び国際人道法・人権ジュネーブ・アカデミーの条約機関プラットフォームとの協働で、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が主催した「女子差別撤廃委員会と女性・平和・安全保障のアジェンダを繋げる」というトピックで、パネル討論も開催した。このパネルは、数名の高官発言者より成った。約 29 カ国と様々な国連機関、専門機関、国際団体及び地域団体がこの行事に出席した。
3. 委員会は継続してパートナーとかがわった。第 60 回会期直後に、委員会新議長林陽子は、ニューヨークでの第 59 回婦人の地位委員会でステートメントを行った。2015 年 10 月 12 日の第 62 回委員会に先立って、議長は、ニューヨークでの総会第 3 委員会に、第 58 回・59 回・60 回委員会の報告書(A/70/38)を提出した。
4. 第 61 回委員会は、ジェンダー平等に関する「持続可能な開発目標」のターゲット 5.1 に向けた進歩を測定するための非差別法に関する提案されている指標に関して、ビデオ会議により、国連ウィメン



の調査データ課長である Shara Razavi から説明を受け、委員会がそのような指標のフォローアップと見直しに関わる可能性を討議した。委員会は、先住民族永久フォーラムの議長であり、ジェンダー・フォーカル・ポイントでもある Megan Davis とも私的に遭い、先住民族女性に関して説明を受けた。

5. 第 62 回委員会は、世界銀行の女性・企業・法律データセットと関連する世界的ジェンダー平等指標に関して、世界銀行の開発経済世界指標グループ部長から説明を聞いた。委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のターゲット 5.1 のフォローアップと見直しに関して、ビデオ会議で、国連ウィメンの政府間支援戦略的パートナーシップ局の事務総長補/副事務局長の Lakshmi Puri から説明を受け、そのようなフォローアップと見直しへの委員会のかかわりの可能性について討議を継続した。委員会は、女性に対する暴力に対処する際のそれぞれの作業に関する情報を交換し、継続する協力を討議するために、新たに任命された女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Dubravka Simonovic とも私的に遭った。

6. 委員会は、国連機関と専門機関、その他の政府間機関、国内人権機関と NGO (アジア太平洋国際女性の権利行動監視機構が調整する NGO) から受けた国別情報から継続して利益を受けた。

7. 第 62 回委員会閉会の日である 2015 年 11 月 20 日現在、「条約」の締約国は 189 カ国あり、「選択議定書」の締約国は 106 カ国あった。総計 70 カ国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条(1)の改正を受け入れていた。改正を発効させるためには、「条約」の締約国の 3 分の 2(現在は 126 の締約国)が事務総長に承諾文書を寄託しなければならない。

### III. 第 61 回・62 回委員会の結果

#### A. 委員会によって検討された報告書

8. 第 61 回委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された 8 つの締約国の報告書を検討し、それらについての最終見解を出した: ボリヴィア多民族国家(CEDAW/C/BOL/5-6)、クロアチア(CEDAW/C/HRV/4-5)、ガンビア(CEDAW/C/GMB/4-5)、ナミビア(CEDAW/C/NAM/4-5)、セントヴィンセント・グレナディーン(CEDAW/C/VCT/4-8)、セネガル(CEDAW/C/SEN/3-7)、スペイン(CEDAW/C/ESP/7-8)及びヴェトナム(CEDAW/C/VNM/7-8)。報告書不在の中でのセントヴィンセント・グレナディーンの詳細は、元々第 56 回会期に予定されていたのだが、セントヴィンセント・グレナディーンは、2013 年 8 月 5 日に第 4 回から 8 回までの定期報告書を提出し、その結果、これは会期前作業部会で報告書を翻訳し、問題と質問のリストを確立できるように検討が第 61 回委員会まで延期されることを意味した。

9. 第 62 回委員会は、11 の締約国の報告書を検討し、それらについての最終見解を出した: レバノン(CEDAW/C/LBN/4-5)、リベリア(CEDAW/C/LBR/7-8)、マダガスカル(CEDAW/C/MDG6-7)、マラウイ(CEDAW/C/MWI/7)、ポルトガル(CEDAW/C/PRT/8-9)、ロシア連邦(CEDAW/C/RUS/8)、スロヴァキア(CEDAW/C/SVN/5-6)、東ティモール(CEDAW/C/TLS/2-3)、アラブ首長国連邦(CEDAW/C/ARE/2-3)及びウズベキスタン(CEDAW/C/UZB/5)。

10. 国連機関、専門機関、その他の政府間機関、国内人権機関及び NGO の代表者たちが、この 2 つの委員会に出席した。締約国の報告書、委員会の問題と質問のリスト、それに対する締約国の回答及びそれらの導入ステートメントは、委員会の最終見解と同様に、関連会期の下での委員会のウェブサイトにポストされている。

#### B. 「条約」第 21 条の実施に関連して取られた行動

紛争防止、紛争、紛争後の状況にある女性に関するタスク・フォース

11. タスク・フォースは、第 61 回委員会中に集まった。2015 年 11 月 19 日に、第 62 回委員会は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の採択 15 周年を記念し、この状況での紛争防止、紛争、紛争後の状況にある女性に関する委員会の一般勧告第 30 号(2013 年)の重要性を強調するために、スイス連邦外務省と国際人道法人権ジュネーブ・アカデミーの条約機関プラットフォームとの協働で、OHCHR が主催した「CEDAW と女性・平和・安全保障のアジェンダを結びつける」というトピックに関するパネル討論を開催した。パネリストには、委員会の委員であり、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する世界調査高官諮問グループの委員でもある Pramila Patten、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表である Zainab Hawa Bangura、国内避難民の人権に関する特別報告者である Chaloka Beyani 及びシリア女性連盟の会員である Sarah Abu Assali が含まれた。議長及びスイス連邦外務省の国際法副部長である Pascale Baeriswyl 大使が歓迎のことばを述べた。人権副高等弁務官の Flavia Pansieri が討論を開会し、OHCHR の女性の権利ジェンダー課の課長である Veronica Birga がパネルを司会した。ジュネーブ・アカデミーの政策調査マネージャーである Felix Kirchmeier がまとめを述べた。28 の「条約」締約国(アルジェリア、アゼルバイジャン、ブラジル、カナダ、コロンビア、デンマーク、フィジー、フィンランド、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、リトアニア、ルクセンブルグ、モロッコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポルトガル、シエラレオネ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、ウクライナ、英国、ウルグアイ)と 1 つの非締約国(イラン・イスラム共和国)がこの行事に出席した。さらに、9 つの国連機関、専門機関、国際・地域団体(欧州連合、国連食糧農業機関、国際開発法団体、国際移動機関、国際フランス語圏団体、国連教育科学文化機関、国連人口基金、国連難民高等弁務官事務所及び国連子ども基金)並びに NGO がこの行事に出席した。

#### 司法へのアクセスに関する一般勧告

12. 2015 年 7 月 24 日に、委員会は、司法への女性のアクセスに関する一般勧告第 33 号をコンセンサスで採択した。この一般勧告の中で、委員会は、女性の司法へのアクセスを確保するための基本である司法制度の 6 つの相互に関連する構成要素、つまり、①女性の権利の正当性、②利用可能性、③アクセス可能性、④質の高さ、⑤救済策の提供、⑥説明責任を明らかにしている。委員会は、これら構成要素をいかに確保し、司法制度内の固定観念のみならず差別的な手続きや慣行をいかに撤廃するかに関して締約国に勧告を出している。委員会は、法律のあらゆる領域で、固定観念が司法制度の公平性と完結性を損ない、司法の失策と女性の苦情申立者の再被害につながることもあると述べている。委員会は、憲法、民法、家族法、刑法、行政法、社会法及び労働法のような法の特定の領域で、また、複数の司法制度、特別司法制度と準司法制度、代替紛争解決メカニズム、国内人権機関及びオンブズマン事務所のような特別メカニズム内で、司法への女性のアクセスをいかに確保するかに関しても勧告を行っている。委員会は、複数の司法制度の存在そのものが、差別的な社会規範を永続化し、強化することにより、司法への女性のアクセスを制限することもあり、複数の司法制度の中に埋もれている慣行は、法律の対立を最小限にし、女性の司法へのアクセスを確保するために「条約」と調和するべきであると述べている。

#### 農山漁村女性に関する作業部会

13. 作業部会は、第 61 回・62 回委員会中に集まり、一般勧告案をさらに改善した。第 61 回委員会では、第一回読み合わせを完了し、第 62 回委員会では、農山漁村女性に関する一般勧告案の採択を始めた。

#### 教育権に関する作業部会

14. 作業部会は、第 61 回・62 回委員会中に集まった。

#### 気候変動と自然災害に関する作業部会

15. 作業部会は、第 61 回・62 回委員会中に集まった。第 62 回委員会は、一般勧告案の概念メモを原則として支持し、災害危険削減と気候変動のジェンダー関連の側面に関する半日の一般討論が、第 63 回委員会中の 2016 年 2 月 29 日に開催されることを確認した。

## 作業方法に関する作業部会

16. 作業部会は、第 61 回・62 回委員会中に集まった。第 61 回委員会で、作業部会は、報復と一般勧告の作成と相談のための要因に関するガイドラインについての決定案を検討し、委員会に提出したが、この双方が委員会によって採択された(下記パラ 21 を参照)。第 62 回委員会では、作業部会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する新しい標準パラグラフ、国別報告者の役割、国別タスク・フォースの委員並びに最終見解と締約国からのフォローアップ情報の最大限の長さに関する決定案を検討し、委員会に提出したが、このすべてが委員会によって採択された(下記パラ 22 を参照)。

## 女性に対する暴力に関する一般勧告第 19 号の更新に対して責任を有する作業部会

17. 作業部会は、女性に対する暴力に関する一般勧告第 19 号(1992 年)を更新する第一回の一般勧告案を討議するために、第 61 回・62 回委員会中に集まった。第 62 回委員会で、作業部会は、2016 年 2 月 4 日から 5 日まで経済学ロンドン校の女性・平和・安全保障センターが主催する専門家会議を開催することを決定した。

## 女子差別撤廃委員会と人権委員会の合同作業部会

18. 2015 年 10 月 29 日に、第 62 回委員会と人権委員会は、2014 年 7 月 16 日に、両委員会の前回合同会議で始められた人工妊娠中絶に関する討議を継続するために、国際人道法人権ジュネーヴ・アカデミーが主催する合同非公式協議会を開催した。

## 女子差別撤廃委員会/国連ウィメン/持続可能な開発目標作業部会

19. 作業部会は、第 61 回・62 回委員会中に集まった。第 62 回委員会中に、作業部会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダー平等に関するターゲット 5.1 のための提案されている指標のフォローアップと見直しへの委員会のかかわりに関する国連ウィメンによる提案を検討した。作業部会は、11 月 12 日と 19 日に、その提案を討議するために、国連ウィメンと共に開催されたビデオ会議を準備した。

## 列国議会同盟に関する作業部会

20. 作業部会は、第 61 回・62 回委員会中に集まった。

## C. 委員会の作業を促進する方法と手段に関連して取られた行動

### 「条約」第 18 条の下での委員会の作業方法の強化

#### 作業方法

21. 第 61 回委員会は、2015 年 6 月 22 日から 26 日までサンノゼで開催された人権条約機関第 27 回議長会議によって支持された報復に関するガイドラインに留意し(「サンノゼ・ガイドライン」; HRI/MC/2015/6)、委員会の特別な状況、マンデート、経験を最もうまく反映するためにそれらを適合し、開発する目的で、それらをさらに検討することを決定した。その間、委員会は、ビューローが、会期間を含め、脅しまたは報復のためのフォーカル・ポイントとして継続して行動することになることを決定した。委員会は、さらに、人権条約機関の第 27 回議長会議で支持された一般コメント/一般勧告の作成と協議のための要因に留意し(A/70/302、パラ 91(a)から(h)を参照)、一般勧告案に関するその他のメカニズムと利害関係者からのコメントを協議し、組み入れるためのプロセスが、委員会によるさらなる検討を必要とすることに留意しつつ、それらのほとんどを採択することを決定した。

22. 第 62 回委員会は、締約国報告書に関する最終見解の中で「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の新しい標準パラグラフを導入し、締約国との対話の準備としてまた対話中に、国別報告者の役割をさらに強化し、国別タスク・フォースの最低委員数を 10 名から 9 名に減らし(国別報告者を含めて)、最終見解のための内部の語数制限(6,000 語)、並びに最終見解のフォローアップに関する締約国からの情報の語数制限(4,000 語)を導入するという決定を行った。

## フォローアップ手続

23. 第 61 回・62 回委員会は、フォローアップ手続の下での作業を継続し、最終見解のフォローアップに関する報告者の報告書を採択し、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、チリ、キプロス、ハンガリー、クウェート、マルタ、メキシコ、ネパール、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ及びトルクメニスタンのフォローアップ報告書を検討した。報告書は、委員会のウェブ・ページにポストされている。

## 提出期限の切れた報告書

24. 委員会は、事務局が、その報告書の提出期限が 5 年以上過ぎている締約国に、できるだけ早く報告書を提出するよう、組織的に督促するべきであることを決定した。第 62 回委員会の最終日である 2015 年 11 月 20 日現在、その報告書が 5 年以上提出期限が過ぎている締約国は 15 カ国あった：アンティグア・バーブダ、朝鮮民主人民共和国、ドミニカ、アイルランド、キリバティ、ラトヴィア、マレーシア、マーシャル諸島、モナコ、モザンビーク、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、サンマリノ、サントメプリンシペ及びスリナムである。長く提出期限が切れている報告書に関しては、委員会は、最後の手段として、特定の期限までに提出期限が長く過ぎた報告書を受領できない時には、報告書が不在の状態、その締約国における「条約」の実施の検討に進むことを決定した。2016 年と 2017 年に、委員会は、報告書不在の状態以下の締約国を検討する予定である：アンティグア・バーブダとセントキッツ・ネヴィス。締約国は、提出された報告書と検討が予定されている報告書の数が証明しているように、事務局から伝えられた督促状に対応してきた。委員会は現在、第 63 回委員会(2016 年 2 月/3 月)と第 67 回委員会(2017 年 7 月)との間に、44 の報告書の検討を予定している。

## 委員会の今後の会期の日程

25. 委員会は以下のように、第 63 回・64 回・65 回会期の暫定的日程を確認した：

### 第 63 回会期

- (a) 「選択議定書」の下での通報作業部会第 34 回会期: 2016 年 2 月 9 日から 12 日、ジュネーヴ
- (b) 「選択議定書」の下での調査作業部会第 3 回会期: 2016 年 2 月 11 日と 12 日
- (c) 本会議: 2016 年 2 月 15 日から 3 月 3 日まで、ジュネーヴ
- (d) 第 65 回会期のための会期前作業部会: 2016 年 3 月 7 日から 11 日、ジュネーヴ

### 第 64 回会期

- (a) 「選択議定書」の下での通報作業部会第 35 回会期: 2016 年 6 月 29 日から 7 月 1 日、ジュネーヴ
- (b) 「選択議定書」の下での調査作業部会の第 4 回会期: 2016 年 6 月 30 日から 7 月 1 日、ジュネーヴ
- (c) 本会議: 2016 年 7 月 4 日から 22 日、ジュネーヴ
- (d) 第 66 回会期のための会期前作業部会: 2016 年 7 月 26 日から 29 日、ジュネーヴ

### 第 65 回会期

- (a) 「選択議定書」の下での通報作業部会第 36 回会期: 2016 年 10 月 19 日から 21 日、ジュネーヴ
- (b) 「選択議定書」の下での調査作業部会第 5 回会期: 2016 年 10 月 20 日と 21 日、ジュネーヴ
- (c) 本会議: 2016 年 10 月 24 日から 11 月 18 日、ジュネーヴ

(d)第 67 回会期のための会期前作業部会: 2016 年 11 月 21 日から 25 日、ジュネーヴ

#### 委員会の今後の会期で検討される報告書

26. 委員会は、第 63 回会期で、チェコ共和国、ハイティ、アイスランド、日本、モンゴル、スウェーデン、タンザニア連合共和国及びヴァヌアトゥの報告書を検討し、第 64 回会期では、アルバニア、フランス、マリ、ミャンマー、フィリピン、トリニダード・トバゴ、トルコ及びウルグァイの報告書を検討することを確認した。

#### D. 「選択議定書」第 2 条及び第 8 条から生じる問題に関して委員会が取った行動

27. 第 61 回委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の第 32 回会期の報告書を支持した。委員会は、ジョージアに関する通報第 24/2009 号とカザフスタンに関する通報第 45/2012 号に関して違反ありとの見解をコンセンサスで採択した。委員会は、デンマークに関する通報第 50/2013 号とオランダに関する通報第 52/2013 号は不許可であるともコンセンサスで決定した。

28. 第 61 回委員会は、その見解に含まれている勧告の部分的に満足のいく解決を見いだしたので、トルコに関する通報(第 28/2010 号)に関連して、フォローアップ対話を終了することも決定した。

29. 「選択議定書」の第 8 条の下での調査に関しては、委員会は、とりわけ、「選択議定書」の下での調査に関する作業部会の第 1 回会期の報告書を支持した。フィリピンに関連する調査第 2010/1 号に関連して、委員会は、第 64 回委員会のための会期前作業部会によって確立されるフィリピンの第 7 回・8 回合同報告書に関連する問題と質問のリストにおける調査報告書で委員会によってなされた勧告の実施に関して問題を提起するという作業部会の勧告を採択した。カナダに関する調査第 2011/1 号に関連して、委員会は、その調査報告書の中で委員会によってなされた勧告に関するフォローアップ・プロセスを始めるという作業部会の勧告を採択した。

30. 第 62 回委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会第 33 回会期の報告書を支持した。委員会は、デンマークに関する通報第 53/2013 号に関して違反ありとの見解を採択し、英国に関する通報 53/2013 号とデンマークに関する通報第 56/2013 号を不許可と宣言した。

31. 第 62 回委員会は、支払われた補償金(7,000BGN、3,500 ユーロと同額)に照らして、その見解に含まれている勧告が満足に実施されたと考えて、ブルガリアに関する通報(第 32/2011 号)に関するフォローアップ対話を終結することも決定した。

32. 「選択議定書」第 8 条の下での調査に関しては、委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の第 2 回会期の報告書を支持した。カナダに関する通報第 2011/1 号に関しては、委員会は、2016 年 2 月 1 日が期限の委員会の最終見解のフォローアップに関する締約国からの情報を待つという作業部会による決定を裁可した。委員会は、「選択議定書」第 8 条の下での活動が検討されつつある委員会の非公開本会議のために配布が制限されている概要報告書を準備するよう、ジュネーヴ国連事務所の会議管理部に要請することを決定した。

\*\*\*\*\*

(房野 桂 訳)

## 経済社会理事会に諮問資格を有する NGO である国際婦人年連絡会 が提出したステートメント(E/CN.6/2016/NGO/96)

事務総長は、経済社会理事会決議 1996/31 のパラグラフ 36 と 37 に従って配布されている以下のステートメントを受領している。

## ステートメント

国際婦人年連絡会は、36の国内の女性団体をまとめている。我々の目標は、男女共同参画社会を達成し、環境問題へのかかわりを強化するためにもあらゆる努力を払うことである。我々は、他国、特に現在、または近い将来に急速な経済成長を経験している国々との協働によって、世界的な環境的持続可能性を推進することにコミットしている。我々は、持続可能な開発、環境及び女性の完全かつ平等な参画をいかに確保するかといった問題の間の関連性を討議するつもりである。

### 経済開発と汚染

60年代と70年代に、日本は、急激な戦後の経済成長を経験し、交通量の多さと産業の排ガスによって引き起こされる深刻な汚染とスモッグのような途方もない環境悪化を引き起こした。我々はこういった現象を毎日のように都市で観察した。河川の汚染と産業と下水のための悪臭も、河川の周辺の生態系をひどく破壊した。魚も貝も見られなかった。ますます数が増える工場と住居を収容するための木材の伐採と建て込んだ建設も、地滑りのような損害を引き起こした。産業副産物のメチル水銀混合物によって引き起こされる水俣病の悲劇は、誰もが忘れることのできないものであった。

今日、中央政府と地方自治体及び地域社会によって環境を規制する水質管理の改善と様々な法律の実施のおかげで、人々は今では河川周辺に鳥、魚及び水草が戻って来たことを喜んでいる。東京では、我々は今、本当にきれいで無臭の河川に遊覧船を有している。当時の千葉県知事であった堂本暁子氏は、三番瀬を保全した。堂本知事は、生物多様性の保存は不可欠であり、ある産業、建設業者、契約者に利益を与えるよりも人間生活にとってはるかに重要であると確信している。当時の滋賀県知事嘉田由紀子氏は、日本で最大の湖である琵琶湖の水質を保護することにより、経済優先の権力に断固として立ち向かった。我々は、貴重な環境を破壊することになる開発のための圧力と闘うことにより、環境の持続可能性を保つ努力を継続するつもりである。

### 環境とジェンダー

国連文書(E/2010/4-E/CN.6/2010/2)は、ジェンダー平等と持続可能な開発との間の関連性を述べている。環境的意思決定への女性のかかわりと政策とプログラムへのジェンダーの視点の統合は、この繋がりを強化する。この文書は、「女性は戦略を開発し、草の根レベルで気候変動の影響と闘う努力を指導する際に、ユニークな知識と専門知識を示す」とも述べている。連絡会も、女性の積極的参画を大事にしている。下記に説明するように、女性はしばしば、環境的緊急事態の場合に、ユニークなネットワーク作りとアクティビズムを示す。

より安全なまたは化学物質の入っていない製品を買うこと及びリサイクリング(3つのR---reduce(減らす)、reuse(再利用する)、recycle(リサイクルする))のような消費者運動への主要な参加者は、女性であることが多い。彼女たちは、環境を心配する消費者であるが、環境問題が必ずしもジェンダーに中立的ではないことには気づいていないことが多い。貧者であり、脆弱な立場にある女性は全て、環境の影響を受けている。委員会は、気候変動、小島嶼国のニーズ並びに産業の汚染に対処する手助けをするために、さらに多くの人々のかかわりを要請する必要がある。

### 持続可能な環境と福島原子力発電所事故

2011年の日本北部の巨大地震と津波は広大なものであり、多くの都市、町、農村、漁村に悪影響を及ぼした。この地震は、歴史上最悪の原子力発電所事故の引き金となった。その高い放射線は、重大な世界的環境破壊を引き起こしかねないものであった。今日でさえ、約195,000名の人々が、地震と津波及び核災害のために自宅から避難している(復興庁、2015/9)。除染と放射性廃棄物の処分及びその安全性が未だに不確定であるが、最近、日本政府は、多くのその他の核施設を再稼働することを決定している。我々は、公共の安全の確たる証拠なしに核施設の再稼働する際に、政府を支援するつもりはない。我々は、この火山性の断層がいたるところにある国で、生き延びる最善の方法を求めることを断念する

つもりはない。適切な科学的データとエネルギーの安全性と安全保障の選択肢はまだ利用できていない。

### 災害危険削減と女性の完全かつ平等な参画

災害危険削減に関する第3回国連世界会議は、2011年の東日本大震災で大変な被害を受けた仙台市で、2015年3月に開催された。この会議で、187カ国からの参加者たちは、どのようにしてポスト2015年の世界を自然災害からより安全なものにするかを話し合った。国連会議と並行して、市民社会のメンバーも災害危険削減世界会議を開催し、社会的差別、不平等、貧困等のような災害危険と脆弱性の多くの問題を話し合った。会議の終りに、「2015年から2030年までの災害危険削減仙台枠組」が採択された。連絡会の会員の中にも、この会議に出席した者があった。

災害直後に、我々は、被災地域の内陸部の数多くの女性団体が、沿岸部に救援物資を届けるためにそのネットワークを設立し、拡大することによって、津波被害者の支援を始めるのを観察した。公的ネットワークも私的ネットワークも利用して、そのネットワーク作りは柔軟で、時には既存の構造的関係を無視することさえあった。女性団体の中には、災害直後にその小規模事業を再開するところもあった。その小さな店舗は、岩手県大槌町でも竹駒町でも、最も速く回復した店であった。彼女たちは、他からの援助を待たずに、する必要のあることをやり始めた。女性は脆弱であるだけでなく、災害後の復興と再建を指導し、貢献できる人々でもある。我々は、地方の女性は草の根レベルで災害に対処できるものと信じている。同時に、女性たちは、その能力と指導技術を高めるためのもっと多くの訓練を必要としている。

日本災害危険削減女性ネットワークは、世界のジェンダー関連の利害関係者グループである女性主要グループに加わり、世界会議の成果文書を生み出すために重要な役割を果たした。世界会議で採択された文書は、女性主要グループが提唱してきたものからはまだほど遠い。しかし、成果文書は、女性の指導力とエンパワーメントのみならず、女性の災害のあらゆる段階での参画が災害救援措置とプログラムにとって重要であると明確に述べた。さらに、主要グループが主張してきたように、成果文書は、ジェンダー別、年齢別、障害別、文化的視点別のアクセスでき、包摂的な分類でデータが、政策企画と慣行の基礎として収集されるべきであると述べた(A/CONF.224/CRP.1, 2015/3)。

災害危険削減の国内問題に関しては、日本の女性団体は、女性のニーズが災害関連の政策と管理に組み入れられるように、女性と脆弱な立場にある人々が、積極的で平等な役割を果たすことができることを保障するよう政府に勧告を行った。ロビー活動を通して、女性団体は、災害救援に関してある程度の法改革を達成してきた。しかし、これら政策が実際に効果的に実施されていることを保障するために、これら政策を監視することが絶対に必要である。日本災害危険削減女性ネットワークは、たとえ重要な法改革があっても、現地の状況は依然として同じであることに気づくことがたびたびあると述べた。女性ネットワークは、われわれの社会の構造的問題から出てくるジェンダー不平等、ジェンダー差別、少数派が、緊急事態が起こった時に明らかになることにも気づいた。我々は、男女共同参画社会の実現にコミットしている。

### 連絡会の環境委員会の主要な活動

委員会は、様々な現在の環境問題を研究しており、テーマに関する専門家を招くことにより、定期的にセミナーを開催してきた。我々の主要な活動目標として、我々は、1)第21回締約国会議の傾向、2)食糧の安定及び安全保障のようなTPP導入のインパクト、3)増加する国内の災害の数、4)有害な殺虫剤の規制基準、土壌汚染の防止及び生物多様性の保存、5)原子力発電所事故からの廃棄物除染プロセスの規制、6)「災害危険削減仙台枠組」、7)自然・再生可能エネルギーの開発に細かく注意を払ってきた。我々、環境委員会は、これら問題に関して政府に勧告を行い続ける積りである。

我々は、持続可能な未来への女性の貢献の重要性が軽く扱われることがなく、適切に認められることを希望する。あらゆるレベルの意思決定プロセスへの女性の参画の重要性はいくら強調しても強調し過ぎることはない。指導者となるために女性をエンパワーすることは、女性の社会的地位を上げ、安全で持続可能な環境の醸成にその時間と技術を捧げるようより多くの女性を奨励することになるろう。

\*\*\*\*\*

